

# 阿波の自治



徳島・松茂町  
松の  
こころ  
誇れるとっておきの印



松茂町マスコットキャラクター「松茂係長」



2

巻頭言

### ひととくらしに愛！あいずみ ～この町の未来に挑戦～

藍住町長 高橋 英夫



5

特集1

### 消費者庁新未来創造戦略本部について

新未来創造戦略本部次長  
消費者庁審議官 日下部 英紀

16

特集2

### 徳島県のデジタル化に向けた取組

徳島県政策創造部地方創生局  
Society5.0推進課長 佐光 正夫

22

地方自治雑感

### 豊かな自然と人の絆を千年にわたり受け継ぐ `むら、・佐那河内村 ～次の千年に向けた持続可能な村づくり～

佐那河内村副村長 小原 広行

24

市町村情報

#### 研修生OBレポート

#### 三好市の財政状況について

三好市企画財政部財政課主任 秋田 宗誉 …… 24

#### トピックス

**吉野川市** 吉野川市民プラザ整備事業 …… 26

**上勝町** 「ゼロ・ウェイスト宣言」2020年達成に向けた歩み …… 28

## 地方債制度の概要について

市町村課主事（企画財政担当） 岸 本 恵 里 …… 30

## 新型コロナウイルス感染症の影響による地方公共団体の資金繰りへの対応について

市町村課主事（企画財政担当） 吉 田 海 佑 …… 34

## 地方財政計画と市町村普通会計当初予算の概要について

市町村課主事（企画財政担当） 岩 野 将 大 …… 38

## マイナポイント事業と県版プレミアムポイント事業について

Society5.0推進課主事（情報企画担当） 中 川 健 人 …… 42

こちら編集部 …… 46



## ■表紙写真 松茂町

- 1 UH-1J (陸上自衛隊 北徳島分屯地 第14飛行隊 提供)
- 2 TC-90 (海上自衛隊 徳島教育航空群 提供)
- 3 松茂町の花「松葉菊」
- 4 「傘の舞い」笹木野春日神社・秋祭り
- 5 日本最大の昇開橋 (道路橋)「加賀須野橋」







# ひととくらしに愛！あいずみ この町の未来に挑戦

藍住町長

高橋 英夫

藍住町は、昭和三十年の藍園村と住吉村の合併により誕生し、総面積は約十六平方キロ、県内でも三番目に小さな町です。しかし、他にはない特色と将来に向けた大いなる可能性を有する町であると考えております。

## 藍作・染づくりの復活

藍住町は吉野川と旧吉野川に囲まれた肥沃な土地と温暖な気候、さらには先人のたゆまぬ努力と知恵により、阿波藍の産地として繁栄し、その後、化学染料の輸入により藍産業は衰退しましたが、藍染めの伝統と技術は連綿と受け継がれています。しかしながら、藍作、染づくりは



町産の染づくり

途絶えて久しい状態が続いていました。何と言っても、全国の自治体の中で「藍」の名を冠するのは藍住町だけ。町名にかけても何とか藍作を復活させたいという強い思いを抱いて

おりました。

そこで、町長に就任してから早速、全国の藍に関心のある人を地域おこし協力隊として採用（現在は五名）。葉藍の栽培から染づくりを一緒に学んでもらうとともに、勝瑞城跡休憩所に寝床、作業場、染場を整備し、ついに昨年十二月に念願の藍住町産染二十俵が完成しました。今年には更に栽培面積を拡大し、昨年以上の染を生産する予定です。

加えて、町民の皆様が藍を通じて世代を超えて交流できる拠点「藍工房（仮称）」を、作業場等に隣接する形で整備中であり、観光客を中心に体験と歴史を学べる拠点「藍の館」と併せ、二眼レフ構想で藍の振興を図ります。

## 日本遺産の認定

こうした中、昨年五月に嬉しいニュースが飛び込んできました。



日本遺産認定授与式





インディゴコレクション

現在、関係市町等で構成する「藍のふるさと阿波魅力発信協議会」において、情報発信や人材育成、調査研究、公開活用のための施設整備などに鋭意取り組んでいます。これまで、本町では藍のファッションショー「インディゴコレクション」など特色ある取組を進めてきましたが、新たな展開を迎える藍の魅力発信にどうぞ期待ください。

## 総合文化ホールの完成

文化は我々の生活に潤いや安らぎを与えてくれます。また、文化は時代を超えて継承されるものでもあり、その時代に新たに創造されるものでもあります。

昨年十一月三日、待望の「藍住町総合文化ホール」がグラランドオープンし、開館記念式典、こけら落とし公演を挙行しました。

文化の薫るまちづくりの拠点として、また世代間、地域間交流を促すシンボルとして、敷地面積九、〇二二㎡、延床面積五、一二三㎡、客席



文化ホール外観

数六三三席の大ホールに加え、小ホールやギャラリ、マルチルーム、会議室等も備えた施設となっています。もちろん、単に文化ホールとしての機能を有するものではありません。町合同庁舎の周辺には、福祉センター、町民会館、勤労青少年ホーム、保健センターなど老朽化した公共施設が集積していましたが、このまま維持するには、改修経費や管理費で多大な行政コストが発生します。

そこで、こうした施設・機能を文化ホールと一体的に再編・整備し、複合公共施設としての機能を持たせています。

さらに、大規模災害時に町合同庁舎が機能しなくなった場合には災害対策本部として使用できるよう防災設備を配備するとともに、要配慮者が避難できる福祉避難所にも指定しています。

現在は、新型コロナウイルス対応として、感染防止対策を徹底するとともに客席数を制限した運用を行っています。是非、町内外の皆様にご利用いただければと思います。

## 地方創生と これからの藍住町

昭和六十年の国勢調査では、藍住町の人口は二二、六一九人でしたが、ほぼ一貫して増え続け、平成二十七年の国勢調査では三四、六二六人、三十年の間に約一万二千人、率にして五三%の人口増加となりました。現在（令和二年十月末）は、三五、四四一人と

なっています。

平成二十六年からスタートした「地方創生」では、定住人口が重要なKPI（目標）であり、藍住町も人口ビジョンにおいて三六、〇〇〇人を目標に掲げています。

しかし、私は定量的な定住人口を最終目標とすべきではなく、やはり町民の皆様が、例えば「子育てがしやすい」「健康で生涯現役で活躍できる」「文化活動やボランティアに取り組める」「災害時にも安心」といった具合に、お一人お一人が「本当に藍住町に住んでいてよかった」と思っていたことが何より大切なことであり、町政運営の根幹で



文化ホールでの「仲道郁代コンサート」

あると考えています。こうした実感を持つていただけることが、結果として人口維持に結びつくのではないのでしょうか。

また、藍住町は宅地開発と大規模商業施設の集積等により発展した、いわゆる郊外型の町ですが、単に住宅の集積地ではなく、四キロ四方のコンパクトなエリアに、住居、行政教育、医療、福祉、文化など生活に必要な諸機能が集積しています。

従前からあるコンパクトシティという概念は、郊外への拡大を抑制し、中心市街地の再生や都市回帰を目的としています。郊外で発展した町そのものがコンパクトシティになっていく、それが藍住町ではないかと考えています。

### 未来を担う子どもたちに

学習指導要領の改訂により、今年度から小学校での英語の教科化や中学校、高校での英語教育の充実が図られています。外国人とのコミュニケーション能力向上が大いに期待できるところですが、英語はあくまでコミュニケーションのツールであって、「何を表現するか」「相手に何を

伝えるか」が最も大切です。

海外に行った場合、現地の人から「あなたの住んでいるところはどんなところ？」「あなたの考えは？」といったことをよく聞かれます。その際には、自分の考えをしっかりと伝えることが求められ、そのためには普段から自分のアイデンティティーを持つていなければなりません。

「藍住町はどんなところ？どんな生活をしている？」と聞かれた時に、未来を担う子どもたちには、是非、「藍住町はこういうところだよ」と胸を張って答えられるよう、これからの町づくりを推進していきたいと考えています。

### 最後に

この原稿を執筆している時点で、新型コロナウイルスは第三波といわべき感染拡大が続いており、まさに目に見えないウイルスが社会経済活動、日常生活を一変させたと言っても過言ではありません。

感染防止対策の徹底や地域経済や



文化ホールでの「わろてな狂言会」

暮らしへの影響に十分に意を払うことはもちろんですが、税収の落ち込みが確実視される中での町政運営など厳しい舵取りを迫られる状況であると認識しています。

目の前の危機に対応しつつも、十年、二十年先の町のあり方を見据え、取り組むべきことには果敢に挑戦すること、これが現在のコロナ禍に課せられた首長の責務であると考えています。

# 消費者庁新未来創造戦略本部について

新未来創造戦略本部次長  
消費者庁審議官

日下部 英紀

## 1 はじめに

消費者庁 新未来創造戦略本部（以下「戦略本部」という。）は、消費者行政新未来創造オフィス（以下「オフィス」という。）が行ってきた徳島県をフィールドとしたプロジェクトや調査研究機能を発展させ、特に社会経済のデジタル化や脆弱な消費者への対応等、消費者行政が直面する先進的な課題への対応を強化するため、恒常的拠点として令和二年七月三十日、徳島県庁舎十階に開設されました。徳島県民、県庁、自治体をはじめ多くの関係者の皆様の御協力により、戦略本部を無事スタートできましたこと、まずは心より御礼申し上げます。

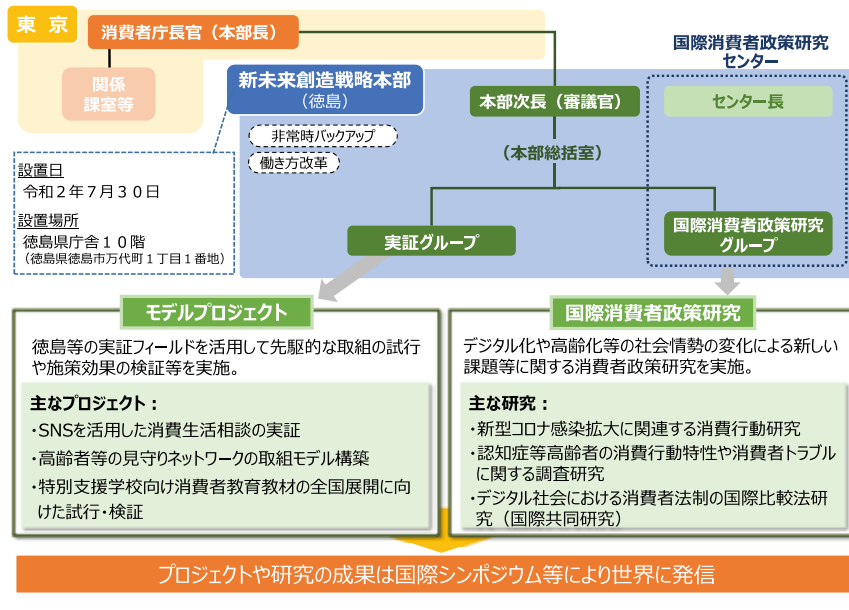
「阿波の自治」平成二十九年十二月号では、前身であるオフィスの概要について紹介させていただきましたが、本稿ではまずオフィスにおける取組を振り返るとともに、戦略本部の概要やモデルプロジェクト、消費者政策研究等について紹介したいと思います。

## 2 オフィスの取組と戦略本部の開設

平成二十九年七月の開設以降、オフィスでは徳島県内の全高校で消費者教育教材「社会への扉」を活用した授業を行うなど、他の都道府県のモデルとなる様々な事業が行われ、全国展開をする上で大きな成果を上げてきました。また、若者消費者心理の分析では、有識者のご指導のもと、徳島でも十分調査研究ができることを示してきました。

オフィスは令和元年度に検証見直しをすることとなっていたところ、令和元年六月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」において、これまでの成果を踏まえ、戦略本部を恒常的な拠点とすることとなりました。

### 消費者庁 新未来創造戦略本部の組織と取組





### 3 国際消費者政策研究センターの新設

消費者政策の中核的な研究部門として、デジタル化など、消費者を取り巻く環境の変化や高齢化の進展等による脆弱な消費者の増加等に対応するため、新たに国際消費者政策研究センターを設立しました。同センターでは、理論的、実証的な消費者政策研究（後述）を推進していきます。

また、新型コロナウイルスの世界的な流行もあって直には難しいかもしれませんが、海外の研究者や研究機関等と連携した国際共同研究を実施するとともに、昨年九月に徳島県と共催し大成功に終わった「G20消費者政策国際委員会」のレガシーを活用し、研究を基点とした国際シンポジウム等の国際交流事業を実施していきます。また、これら取組が、地域創生や、徳島の世界への発信にもつながればと思います。

### 4 モデルプロジェクト

戦略本部では、オフィスに引き続き徳島県や周辺の地域を実証フィールドとして、実証実験や調査・研究等を行っています。以下では、各施策実施についての背景や概要、戦略本部で行うプロジェクトの方針等（令和二年十月末時点）について紹介します。

#### ○ SNSを活用した消費生活相談の実証実験

近年、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下「SNS」という。）の利用が増加する一方、若者を中心に、消費生活相談の主要な受付方法の一つである電話が日常のコミュニケーションで利用されない傾向にあります。

また、成年年齢の引下げ（令和四年）によって知識や経験の乏しい十八歳から十九歳までの消費者トラブル増加も懸念されますが、若者は、トラブルに遭っても消費生活センター等公的な

窓口相談をしない傾向があり、若者の消費者トラブル防止・救済に向けた取組の推進が急務となっています。

このような状況を踏まえ、消費者庁では、若者の主要なコミュニケーションツールであるSNSの活用に焦点を当て、いじめ相談や自殺相談といった先進事例を参考としながら、消費生活相談への対応と実現可能性について検討を進めてきました。

今年度は更に検証・検討を深めることを目的として、無料通信アプリ「LINE」を活用した消費者トラブルの相談窓口を試験的に開設し、若者に限らず徳島県内及び広島市内にお住まいの方を対象に来年一月まで相談を受け付けるとともに、今後SNS相談に係る対応マニュアルを整備します。さらにSNS相談を全国に展開することによって、若者をはじめ消費者にとって活用しやすい相談体制を構築して消費生活相談のハードルを下げ、消費者被害の未然防止の実現を目指していきます。



相談用  
二次元コード

#### ○ 消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の更なる活用

平成二十年以降の消費生活相談件数の推移をみると、年間九十万件前後と高水準で推移しており、六十五歳以上の高齢者から

#### モデル

### SNS(LINE)を活用した消費生活相談の実証実験

#### 【モデルプロジェクトの概要】

SNS(LINE)を活用した消費生活相談（以下「SNS相談」という。）を試験的に導入することで、SNS相談導入にあたっての課題や問題点等について検証・検討を行う。

#### 問題意識・課題

- 近年、SNSの利用増加に伴い、若者を中心に、電話を利用しない傾向有。
- 若者は、トラブルに遭っても消費生活センター等の相談窓口相談をしない傾向有。
- 2022年に予定されている成年年齢の引下げにより、知識や経験の乏しい18歳～19歳の消費者トラブル増加も懸念。

⇒ 若者の消費生活トラブル防止・救済に向けた取組の推進が急務。

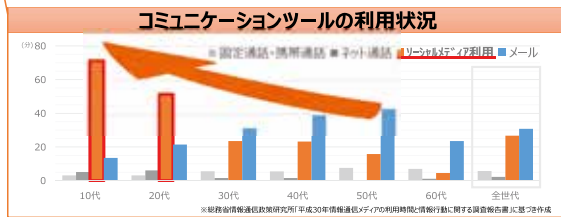
#### 実施する取組

- 徳島県と、相談件数が多いと見込まれる都市部として広島市の協力を得て、SNS相談を3ヶ月間試行予定。
- 試行の結果を基に、SNS相談導入にあたっての課題や問題点等の検証を実施。

#### 成果イメージ

- SNSにおける消費生活相談対応マニュアルを作成・公表
- SNS相談の全国展開実現

#### 期待される効果



の相談件数は全体の三十三%を占めています。高齢者等の被害の更なる増加や深刻化が懸念される中で、高齢者等の被害の未然防止、早期解決を図るためには、地域の様々な主体が、高齢者等を見守り、何かあったときに消費生活センター等につなぐ仕組みが必要です。

この仕組みとして、消費者庁では、消費者安全法に基づく消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の全国的な設置を推進しており、令和二年八月末時点で二百八十七の地方公共団体で設置されています。一方、都道府県別では見守りネットワークの設置が十分に進んでいない地域もみられることから、一層の設置促進を図っていくことが課題です。

消費者庁では、これまでモデルプロジェクトとして徳島県内における見守りネットワークの設置を支援してきました。徳島県では県や県内市町村の積極的な取組もあり、平成三十一年度中に県内全二十四市町村で見守りネットワークが設置されています。また、令和元年八月には、県内全ての見守りネットワークの設置プロセス等をまとめた「消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）設置事例集 in 徳島」を公表しました。この資料は、他県の市町村からも設置の際の参考になるとのお声をいただいています。

さらに、地域で暮らし高齢者等を被害から守るためには、設置された見守りネットワークにおける活動が活発に行われ、実効性のある見守り活動が地域の隅々まで広が

ることが大切です。そのため、戦略本部では、徳島県と県内の市町村と連携の上、障がい者・支援者等への消費者教育や福祉部局と地域協議会との連携等のテーマに沿った取組を今年度のモデルプロジェクトとして実施することで、県内の見守りネットワークの活動の更なる充実・強化を図るとともに、先進事例の構築を進めています。

この先進事例が全国の地方公共団体の参考となり、見守りネットワークの設置促進及び実効

### 見守りネットワークの更なる活用

#### モデル

#### 【モデルプロジェクトの概要】

平成30年度(2018年度)に設置完了した徳島県内における見守りネットワーク(地域協議会)の活動の充実・強化を図るとともに、全国展開を見据え、見守りネットワークの先進事例の構築のためのテーマを設定し、各モデル地域(市町村)においてテーマに沿った取組を実施する。

#### 問題意識・課題

- これまで、**徳島県及び県内全24市町村において地域協議会が設置**
- 県内全地域協議会の設置事例集を公表

#### 更なる見守り活動の充実・強化を図る必要

- 見守る目を増やす(団体や企業への更なる働きかけ)
- 見守る力の向上を図る(講座の開催等)
- 関係組織との連携強化(福祉部局等との連携)

#### 実施する取組

徳島県内モデル市町村においてテーマに沿った取組を実施

【例】

- 障がい者・支援者等への消費者教育
- 福祉部局と地域協議会との連携
- 消費生活協力員(民生委員等)・協力団体(金融機関等)の活用

〈見守りネットワークのイメージ図〉



#### 成果イメージ

- 見守りネットワークの先進事例の構築、取組効果の測定

#### 期待される効果

- 見守りネットワークの取組モデルの全国展開

性のある見守り活動が全国に広がることで、将来的に、地域で暮らし一人一人の高齢者等が安全・安心に暮らせる体制整備を目指しています。

○特別支援学校向け消費者教育教材等の制作と  
試行・検証

消費者庁では、成年年齢引下げに向けた動きを踏まえ、消費者が主役の社会の一人として行動できるような自立した消費者を育成することを目指し、平成二十九年三月に消費者教育教材「社会への扉」を作成し、全国の高等学校等において「社会への扉」を活用した授業を実施していただいています。

特別支援学校においても、本教材を活用した授業を実施していただいています。障がいのある生徒に配慮した教材を提供してほしいという要望もいただいているところです。

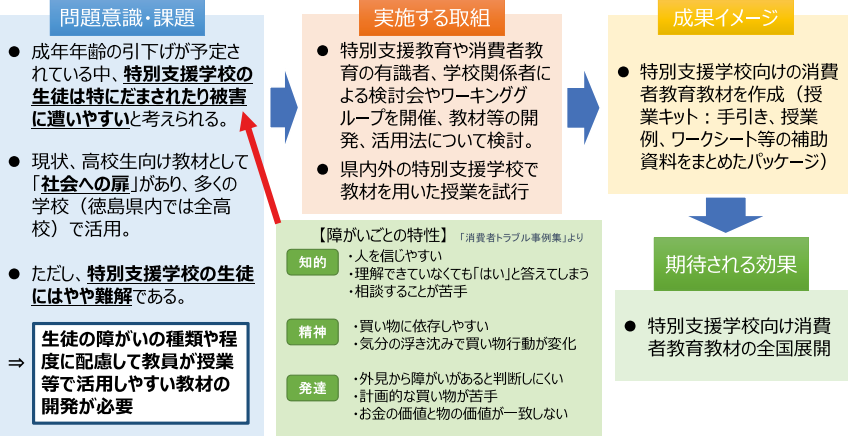
そこで、令和元年度、オフィスでは、特別支援学校において実践的な消費者教育が実施できるよう、障がい種別ごとの特性を把握するとともに、教育上の配慮すべき点を整理し、特別支援学校における消費者教育の在り方や具体的な支援策につなげるため、「特別支援学校(主に高等部)における消費者教育の在り方に関する意見交換会」を開催し、論点を整理したところです。

今年度は、論点整理を踏まえ、特別支援学校(主に高等部)向けに、生徒の障がいに配慮し教員等が授業で活用しやすい教材とその活用方法をまとめた授業用キットを制作することを目的とする検討会及びワーキンググループを開催します。

**モデル 特別支援学校向け消費者教育教材等の開発**

**【モデルプロジェクトの概要】**

特別支援学校（主に高等部）の生徒の障がいの種類や程度に配慮した教材等とその活用法を検討し、学校での試行・検証を経て、授業等で活用しやすい消費者教育教材等を開発する。



検討会では、主に消費者教育や特別支援教育の有識者の委員の方に、教材等に盛り込むべき内容や障がいのある生徒に対して配慮すべき事項等について協議をいただきます。

ワーキンググループにおいては、消費者教育や特別支援教育の県内の有識者、特別支援学校の教員の委員の方に、具体的な教材の内容について検討をいただいています。

令和二年八月に検討会を立ち上げ、検討会を四回程度、ワーキンググループを三回程度開催

し、徳島県内や関東近郊の特別支援学校での試行、検証を行いながら、令和三年三月末を目前に教材の完成、報告書の取りまとめを行う予定です。

**○子どもの事故防止**

窒息や溺水、転落等の日常生活上の事故が、我が国の子どもの死因の上位を占めている現状を踏まえ、消費者庁では、「子どもを事故から守る」プロジェクトを立ち上げ、子どもの事故防止に取り組んでいます。メルマガジンやツイッタの配信、注意喚起の公表、イベントや地方公共団体等を通じた「子どもの事故防止ハンドブック」の配布等、子どもの事故防止に関する普及啓発を行い、保護者を始めとする関係者に、積極的に事故防止対策に取り組んでもらうよう推進してきました。

また、平成二十八年六月には「子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議」を設置し、「子どもの事故防止週間」の実施等、関係府省庁と連携した取組を行っています。

さらに、オフィスでは平成二十九年七月から、徳島県内の医師会、助産師会、子育て支援団体等の関係機関で連携する「子どもの事故防止プロジェクト関係者ネットワーク会議」にも参加しています。

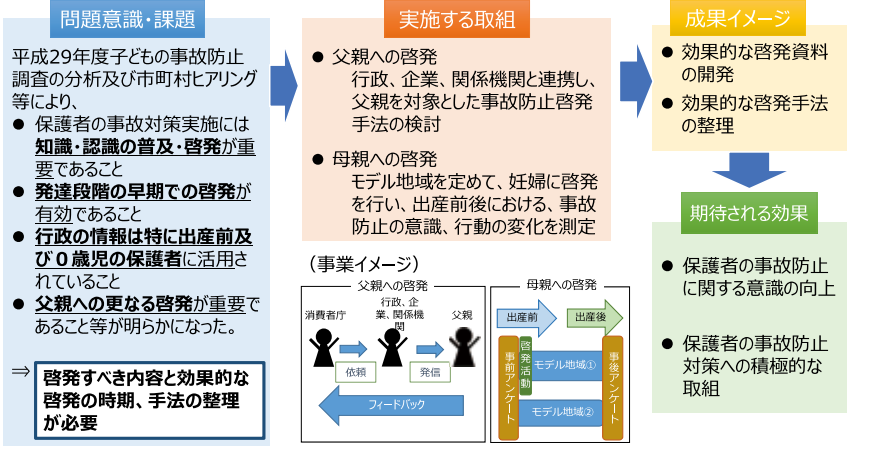
平成二十九年年度には徳島県内の保護者、出産予定夫婦及び保育士を対象とした子ども

の事故防止に関する意識調査を行いました。その結果、①保護者の事故防止対策の実施率向上における、事故に対する知識・認識の普及・啓発の重要性 ②正しい知識・認識を持っていく割合は総じて父親と比べ母親の方が高いこと ③初めて子育てする保護者に早い段階での啓発が有効であり、子育て経験のある保護者に対してもしっかりと啓発していくことが重要であること等がわかり、分析結果をレポートにまとめ公表しています。

**モデル 子どもの事故防止**

**【モデルプロジェクトの概要】**

徳島県内において、子どもの事故防止に向けた啓発を行うとともに、その効果を測定し、子どもの事故防止に関する効果的な啓発手法等を整理する。





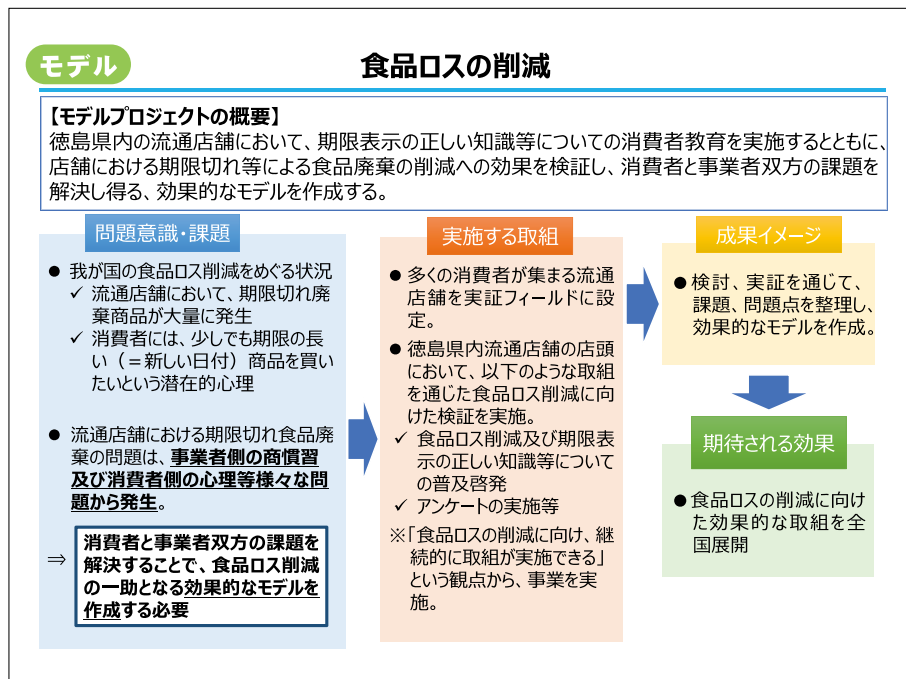
今般新たに設置された、戦略本部においても、モデルプロジェクトとして引き続き取り組んでおり、これまでに明らかになった結果を踏まえ、徳島県内で乳幼児の父親を対象とした、効果的な啓発方法等について検討し、実証などに取り組む予定です。

未来を担う子どもたちが安全に育っていける社会となるよう、引き続き、子どもの事故防止に向けた様々な取組を行ってまいります。

### ○食品売場における期限切れ廃棄食品の削減

我が国においては、まだまだ食べることが出来る食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しています。食品ロス問題は、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進する必要があることから、令和元年十月に「食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第十九号）」が施行されました。

国内の食品ロス量は年間六百二十万トン（事業系は約三百二十八万トン、家庭系は約二百八十四万トン。農林水産省、環境省「平成二十九年度推計」）です。政府は、令和十二年度（国連による持続可能な開発目標SDGsの最終年度）までに年間四百九十万トン（平成十二年度より半減）まで削減する目標を定めています。事業者による食品ロス削減の取組を更りあるものとする



ためには、小売業や外食業における事業者の取組だけでなく、消費者一人一人が主体的に取り組む社会にすることが必要です。

このプロジェクトは、徳島県内のスーパーの協力を得て店舗を実証フィールドとし、期限表示の正しい知識や日本の「もったいない」ということばの再認識を図り、流通店舗及び家庭における食品ロス削減に繋がる消費者啓発の効果的なモデルの作成を目的とするものです。

庭でできる食品ロス削減の取組」及び「期限表示の正しい理解」を促すための啓発資材（ポスター・POP・「もったいないは、日本の誇り」ラベル）を作成し、消費者が日々お買い物に來られる流通店舗において、十月三十日から十一月三十日の一カ月間に直接消費者にメッセージを届けることで、消費者の行動変容を検証いたします。

また、消費者庁が実施する「賞味期限の愛称・通称コンテスト」の受賞作品をPOPに掲載し、親しみやすい賞味期限の愛称・通称の普及も行えればと考えています。

このプロジェクトに一定の効果が見込まれますと、必要に応じて改善するとともに、次年度以降は全国の様々な流通店舗でも取り組めるよう事例の取りまとめを行う予定です。

○公益通報受付窓口（市区町村）及び内部通報制度（事業者）の整備支援並びに公益通報ADRの検討

不正に関する通報を是正につなげていく公益通報は、事業者のリスク管理や内部統制のツールとして非常に有効であるだけでなく、消費者にとっても安心安全な商品・サービスの利用につながる重要なものです。このように、公益通報は事業者と消費者の双方にメリットがありますが、勇気を持って事業者の不正を通報した人が事業者側から通報をしたことを理由に、解雇や降格などの不利益を被るケースがあります。公益のために内部の不正などを通報した人を、そのような不利益から保護することを目的とし

た公益通報者保護法が平成十八年四月に施行されています。

戦略本部では、事業者団体や行政機関等と連携して事業者への公益通報者保護制度の導入を促進しています。徳島県内の事業者団体である県経営者協会、県医師会、県土地改良事業団体連合会は各団体内に共通の内部通報・相談窓口を設け、会員企業等からの通報や相談を受け付けています。さらに行政機関の通報・相談窓口についても、徳島県内全ての市町村に通報相談

窓口が整備されました。また徳島県以外の四国三県についても、窓口設置促進にも着手してきました。さらに公益通報の実効性の向上を図るため、窓口設置箇所へ、運用状況の実態を聞くヒアリングや研修の支援等も実施しています。今後、通報者にとってより通報し易い環境を整えるため、通報後に不利益な取り扱いを受けた通報者への救済（ADRの利用等）についても検討していきます。

今年の六月に公益通報者保護法の一部が改正

され、従業員数が三百人を超える事業者に対し、内部通報に適切に対応するために必要な体制の整備等（窓口設定、調査、是正措置等）が義務付けられました。戦略本部では、この改正法への対応を行う事業者や地方公共団体への支援を行うと共に、消費者が安心安全に商品・サービスを利用することができる社会になるよう、引き続き公益通報者保護制度の推進に取り組んでまいります。

### ○デジタル技術を活用した情報発信・普及啓発

近年、多種多様なデジタル機器・サービスが生まれており、私たちの生活に大きな変化をもたらしています。特に、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い「新しい生活様式」が実施され、自宅で過ごす時間が増えたことによるインターネット利用時間の増加など、日常生活のデジタル化が不可逆的に進行しています。

しかし、便利な機能も正しく活用しなければトラブルにつながる恐れがあります。社会のデジタル化が加速する中、デジタル機器・サービス等を正しく利用するための知識や能力を身に付けることが求められます。このような状況を踏まえ、戦略本部では、東京の消費者庁のサポートとして、効率的・効果的に情報を届けるため、徳島に在籍する職員の能力を活かし、デジタル技術を活用するなど、以下の三つの取組を行っています。

一つ目は、利用者が多いSNSの活用です。速やかで正確な情報発信を行うっていくためにも、スマホ利用者の八割以上が使っているとされるLINEに「消費者庁公式アカウント」を開設するための準備を進めています。

二つ目は、オンラインショッピングやオンラインフリーマーケット、インターネットオークションなどを利用する際の啓発用パンフレットの作成です。デジタルプラットフォームを紹介した取引は私たちの日常生活に根付きつつある一方、「注文した商品が届かない」など様々なトラブルが起きていることから、同パンフレットを活用して積極的な啓発活動を行います。

三つ目は、デジタル社会における消費者トラブルの啓発用教材の開発です。特に、令和四年の成年年齢の引き下げにより、知識や経験の少ない十八歳〜十九歳の消費者トラブルの増加が懸念されているため、徳島県のご協力を得ながら、デジタルコンテンツの開発を進めていきます。

こうしたデジタル機器・サービスを活用した

### モデル 公益通報受付窓口（市区町村）及び内部通報制度（事業者）の整備支援並びに公益通報ADRの検討

#### モデル

#### 【モデルプロジェクトの概要】

法改正の状況を踏まえ、市区町村における公益通報窓口や中小企業における内部通報窓口の設置・運用に係る取組を支援する。また、公益通報者保護制度の実効性の向上を図るため、不利益取扱いについてADRの利用促進に向けた検討をする。

#### 問題意識・課題

- 不祥事が後を絶たず、早期是正により被害の防止を図る必要がある
- 特に市区町村や中小企業において、公益通報に適切に対応するために必要な体制の整備が十分に進んでいない
- 公益通報者が不利益取扱いを受けた際、裁判による被害回復を図ることが主となり、負担が重い
- 通報者への救済の充実を図る必要がある

#### 実施する取組

- 市区町村における公益通報窓口の設置・運用に係る取組の支援
- 実効性向上のためのヒアリング等の実施
- 県内事業者団体・士業団体等への働き掛け
- 公益通報に関する紛争事例を収集・分析し、解決ノウハウを整理

#### 公益通報者保護法の一部を改正する法律

- ①事業者自ら不正を是正しやすくするとともに、安心して通報を行いやすく
  - ②行政機関等への通報を行いやすく
  - ③通報者がより保護されやすく
- 内部通報・外部通報の実効化

#### 成果イメージ

- 体制の整備が進み、公益通報に適切に対応することができる
- 不利益取扱いについてADRの利用を促進することで、不利益取扱いを受けた公益通報者の救済の充実を図り、公益通報者の実情実態や希望に応じた手段の選択を可能とする

#### 期待される効果

- 公益通報者保護制度の活用による不祥事の早期是正、被害の防止

情報発信・啓発活動により、消費者ホットライン188の認知度を高めると共に、消費者トラブルを減らすことにつながるよう取組を行います。

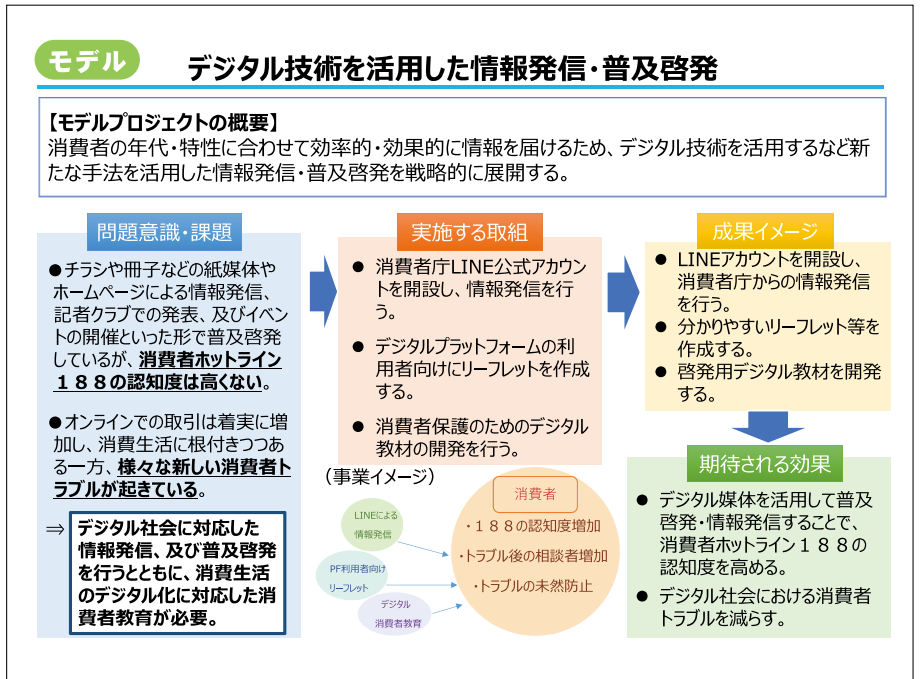
○消費者における新洗濯表示に関する認知度等の調査

洗濯表示とは、衣類のタグ等に記載されている衣類取り扱い表示記号のことで、洗い方や乾燥の仕方などが表示されています。この洗濯表

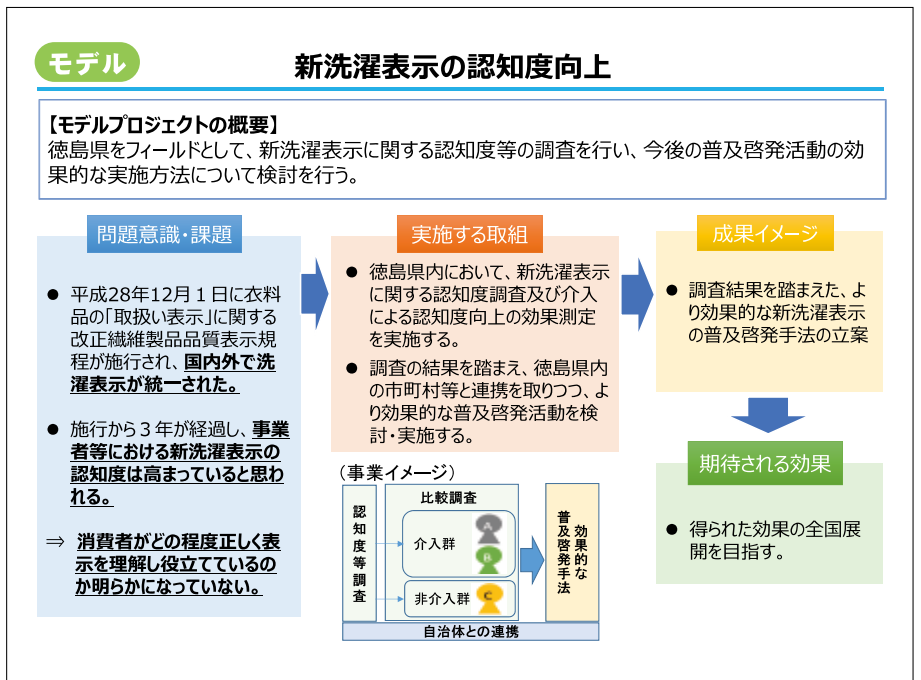
示が、平成二十八年十二月一日に国際規格の表示記号と同じ記号に変更されました。従来の国際規格の表示記号は、日本独特の洗濯習慣（洗濯物を干して自然乾燥させることや縦型洗濯機の使用等）に合ったものでなかったため、日本では独自の洗濯表示を定めていました。しかし、グローバル化やインターネットの普及により衣類の輸入が増えるなどの繊維製品を取り巻く環境の変化に対応するため、国際規格の改正提案を行い、提案を反映した国際規格が発行されたことを受け、国内の洗濯表示が変更となりました。国内外で表示が統一されたことによって、海外製品の取り扱い方法もわかりやすくなり、利便性が高まると期待されています。

消費者庁では、洗濯表示の変更に伴い、新しい洗濯表示に関するポスターやリーフレット、すぐらく、かるたなどの広報資料を作成するほか、講師派遣を行うなどの普及啓発活動を行ってまいりました。表示の変更から十二月で四年が経ち、衣類の表示事業者及びクリーニング事業者には新洗濯表示の認知度が高まっていると考えられますが、消費者にどの程度浸透しているのかは明らかになっていません。そこで今回のプロジェクトでは、徳島県内の消費者を対象に、新しい洗濯表示がどの程度認知され、活用されているかを調査します。さらに複数種類の啓発資料を用意し、それ

らが洗濯表示への興味関心や理解度にもどのように影響するかについても調査します。啓発資料は、既存のリーフレットに加え、従来の広報資料に縛られない新しい形状のものを作成しました。また、新しい啓発資料には、徳島県の協力を得て、地域性を加味したものも作成し、方言などの親しみやすさが与える効果についても調査します。これらの啓発資料を用いた調査の分析結果をもとに、より効果的な普及啓発手法を検討していきたくと考えています。



消費者庁では、洗濯表示の変更に伴い、新しい洗濯表示に関するポスターやリーフレット、すぐらく、かるたなどの広報資料を作成するほか、講師派遣を行うなどの普及啓発活動を行ってまいりました。表示の変更から十二月で四年が経ち、衣類の表示事業者及びクリーニング事業者には新洗濯表示の認知度が高まっていると考えられますが、消費者にどの程度浸透しているのかは明らかになっていません。そこで今回のプロジェクトでは、徳島県内の消費者を対象に、新しい洗濯表示がどの程度認知され、活用されているかを調査します。さらに複数種類の啓発資料を用意し、それ





○シェアリングエコノミーの啓発資料の作成（改訂）

近年、使っていないモノを売買するフリーマーケットサービスや空いている部屋を貸し借りする民泊等、活用可能な資産とそれを使いたい個人等を結び付ける、いわゆるシェアリングエコノミーと呼ばれるサービスが広がっています。

シェアリングエコノミーの普及により、空間、モノ、個人のスキル等の遊休資産が活用され、社会全体の生産性の向上や、持続可能な社会の実現につながることが期待されている一方で、これらのサービスに関する消費生活相談は近年増加しており、利用に当たっては、サービスの提供者が取引に不慣れな個人であることや、トラブルになった場合には当事者間での解決が原則になること等、個人間売買の特徴を理解しておく必要があります。

そこで、オフィスでは、シェアリングエコノミーの普及に伴い発生する消費者問題を早期に発見・分析し、消費者が安全・安心にサービスを利用できる環境整備につなげていくため、平成三十年度に利用状況等に関するアンケート調査や徳島県をフィールドとした実証実験を実施しました。その調査結果等を踏まえ、内閣官房シェアリングエコノミー促進室及び一般社団法人シェアリングエコノミー協会と連携し、令和元年十一月に主に初めてサービスを利用する方向けに啓発パンフレット「共創社会の歩き方 シェアリングエコノミー」を作成し

### モデル シェアリングエコノミーの啓発資料の作成（改訂）

#### 【モデルプロジェクトの概要】

シェアリングエコノミーの普及に伴い発生する消費者問題を早期に発見・分析し、消費者が安心して安全にシェアリングエコノミーを利用できるよう啓発資料を整備する。

※シェアリングエコノミー：個人等が保有する活用可能な資産等（スキルや時間等の無形のものを含む。）を、インターネット上のマッチングプラットフォームを介して他の個人等も利用可能とする経済活性化活動

#### 問題意識・課題

- シェアリングエコノミーの普及を受け、消費者が安心してシェアリングエコノミーを利用できるよう、令和元年度に啓発資料（※）を作成
- 今後も、新たなサービスやトラブル事例などの反映を図りつつ、指針のアップデートを行っていくことが重要

#### 実施する取組

- 令和元年度に作成した啓発資料について関係団体※と連携し、以下を実施する
- ティンドに沿ったサービスなどを中心に、各分野で特有のトラブル事例やトラブルの防止策等の情報を収集し、内容を更新
- 効果的な周知方法の検討  
※内閣官房シェアリングエコノミー促進室、（一社）シェアリングエコノミー協会等

#### 成果イメージ

- シェアリングエコノミー啓発資料を改訂し、情報発信

#### 期待される効果

- シェアリングエコノミーを安心して安全に利用できる環境を整備する
- シェアリングエコノミーの普及に伴い発生する消費者被害を未然に防止する

（※）令和元年11月に発行、主に初めてサービスを利用する方向けに啓発資料「共創社会の歩き方シェアリングエコノミー」



ました。

本パンフレットには、プラットフォーム（取引の場となるサイトやアプリ）を選択する上でのポイント、サービス分野別に実際にあった相談事例、トラブルに遭わないための未然防止策などを紹介しています。

今後は、プラットフォーム事業者が、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う新しいニーズへの対応等、様々な取組を実施している状況も踏まえながら、各分野で特有のトラブル事例や

未然防止策等を更新・追加するなど、パンフレットの内容を一層充実させ、消費者の皆様へ安全・安心にサービスを利用してもらえるよう、普及啓発に取り組みまいります。

### ○消費者志向経営（サステナブル経営）の推進

消費者庁では、①みんなの声を聴き、かついかすこと、②未来・次世代のために取り組むこと、③法令の遵守／コーポレートガバナンスの強化をすること、という三つの活動から成る「消費者志向経営」の推進に取り組んでおり、持続可能な社会に貢献することを目標としています。各事業者が取り組むことを自主的に宣言・公表し、その内容に基づき取組を実施、結果をフォローアップして公表する、消費者志向自主宣言・フォーアアップ活動への参加も促しています。自主宣言事業者の取組内容については、消費者庁のホームページからも閲覧することができます。

戦略本部がある徳島県においては、平成二十九年に地方で初めて徳島県、事業者団体、消費者団体等で構成する「とくしま消費者志向経営推進組織」が発足しました。同推進組織との連携の結果、徳島県内では令和二年十月末現在で三十五の事業者が自主宣言を公表しています。また、消費者庁では消費者志向経営優良事例表彰で事業者の優れた取組を表彰しており、令和元年度は地方、かつ中小企業としては初めて徳島県の株式会社広沢自動車学校が内閣府特命担当大臣表彰を受賞しています。このように、徳島県では中小企業を中心に消費者志向経営が根

付いてきています。

戦略本部では、徳島県での成果を踏まえて、徳島県以外の四国三県での事業者への消費者志向経営の促進、地方公共団体との連携、また四国以外での活動も視野に入れて取り組んでいきます。消費者庁では、今年度は優良事例表彰の評価軸の見直し、また来年度は消費者基本計画に基づき消費者志向経営の概念の見直しが予定されています。戦略本部でも歩調を合わせながら、消費者志向経営が基本認識となる社会の実現に

向けて、そして消費者志向経営を実践している事業者が、消費者を含め多様な人々から評価される社会を目指して、消費者志向経営の促進に邁進してまいります。

### 5 国際消費者政策研究

先述の通り、国際消費者政策研究センターにおいては、デジタル化や高齢化等の社会情勢の変化による新しい課題等に関する消費者政策研究を実施していきます。センター長には行動経済学が専門の依田高典京都大学教授を迎えたほか、経済学や心理学、法学等の専門的な知見を持つ研究者に客員の研究員になっていただき、研究プロジェクト等を企画立案、実施いたします。以下では、同センターで行う消費者政策研究等について紹介します（研究の内容は令和二年十月末時点における予定のもので、変更される可能性があります）。

しょうか。正しい情報だけでなく不確かな情報やデマもあふれていますし、専門家の意見も様々です。

物資の不足で顕著となったのが、「マスク」「トイレトペーパー」です。「マスク」は、海外からの輸入に頼っており、報道機関からの品切れのニュースなどもあり、買い物客が列をなし、高額転売が横行するなどの事態となりました。

一方、「トイレトペーパー」は、ほとんどが国内で生産されており、在庫も十分でしたが、店頭では、品切れが起きました。最初の発信は、SNS等の間違った情報だったともいわれています。

このように、災害や感染症の拡大などの非常時において、なぜ「買いため」や「品不足」が毎回起こるのでしょうか？どのような情報を信じ、その時の意識や行動について、知ることができれば、「品不足」「買いため」が防げるかもしれません。

災害や感染症の拡大などの非常時に備えて、平時に行っておくべきことを伝えて、非常時でも慌てない消費者でありたいものです。

令和二年度は、生活協同組合とくしま生協の協力を得て、組合員に「非常時の消費生活に関するアンケート」等を実施します。

その結果として、意識変容や行動変容に影響を及ぼすかを調査・研究します。新型コロナウイルス感染症の感染者が多いのは、首都圏ですが、非常事態宣言時に感染者の少なかった徳島では、どのような結果が出るのかということも意義のあることと思っています。

### モデル 消費者志向経営（サステナブル経営）の推進

#### 【モデルプロジェクトの概要】

持続可能な社会の実現に向けては消費者、事業者との連携・協働が重要との観点から、中小企業を含む幅広い事業者へ消費者志向経営を推進する。

#### 問題意識・課題

- 従来の事業者への規制等のみならず、持続可能な社会の実現に向けては**消費者、事業者との連携・協働が重要**。
- 今後は、**中小企業を含む幅広い事業者への消費者志向経営の裾野拡大が課題**。
- 消費者志向経営優良事例表彰の評価軸等の検討を進めているところ、**本評価軸等を活用した中小企業の分析等**も求められている。

#### 実施する取組

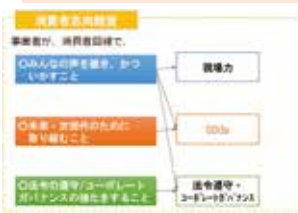
- 四国等の中小企業を中心とした消費者志向自主宣言及びフォローアップ活動の推進
- 消費者志向経営の取組等についての優良事例の収集
- 新評価軸を活用した中小企業に関する調査・検証

#### 成果イメージ

- 消費者志向自主宣言事業者の更なる拡大
- 地方公共団体・事業者団体等との連携強化、拡大

#### 期待される効果

- 全国的な消費者志向経営の推進
- 消費者志向経営が基本認識となる社会の実現
- 資金調達円滑化や企業の持続的な価値向上



○新型コロナウイルス感染症の世界的な流行で、私たちの生活は、一変しました。特定の物資不足、外出自粛、「3密」回避など行動制限により、日常の生活から消費まで、「新しい生活様式」などの行動変容が求められています。

世界的な流行がもたらしたものは、何で

## ○認知症の消費者の消費行動等に関する調査研究

令和元年六月に策定された「認知症施策推進大綱」では、平成三十年には認知症の人の数は五百万人を超え、六十五歳以上の高齢者の七人に一人が認知症と見込まれています。

また、消費生活センターに寄せられた認知症等の高齢者に関する消費生活相談件数（トラブルの当事者が六十五歳以上で、精神障がいや知的障がい、認知症等の加齢に伴う疾病等、何らかの理由によって十分な判断ができない状態であると消費生活センター等が判断したもの）は、年間九千件程度で高止まり傾向を示し、そのうち、契約者と相談者が異なる相談は約八割を占めています。

消費者庁としては認知症や認知障がいの人の消費者被害防止のために施策を進めていく必要がありますが、その消費行動特性や消費者被害やトラブル等の実態は必ずしも明確にされてきていない状況にあります。消費者被害やトラブルを防ぐためには、消費者取引の場面での認知症等の消費者の消費行動特性等を明らかにしていく必要があります。

認知症とは、脳の病気が原因で起こるもので、認知機能の低下により、日常生活に支障が生じた状態であると言われていています。認知機能の低下は、意思決定の場面で様々な影響をもたらし、情動的に対処しやすいことや肯定的な情報に注意が向きやすいことなどの認知のバイアスが生じることが言われています。原因となる疾患にはいくつかのタイプがあり、生じやすい消費者

被害やトラブル、配慮すべき点等が異なることが考えられます。

本調査研究は、認知症の類型を踏まえ、認知症等の高齢者の消費行動特性に関する医学・心理学等の専門的知見を集約整理し、実際の消費生活相談の内容を分析することで関連付け、消費者取引等における認知症等の消費者の行動特性を明らかにすることを目的としています。今後、結果次第では高齢者等の見守りにおける普及啓発や消費生活相談対応等における消費者被害防止のための留意点（ガイドブック等）の作成につなげることを想定しています。

## ○デジタル社会における消費者法制の比較法研究（国際共同研究）

国際消費者政策研究センターは、消費者庁がはじめて設置する研究部門であり、消費者政策の研究拠点であるとともに、消費者庁の新たな国際的な業務の拠点となっています。このため、同研究センターでは、広く諸外国の消費者政策を調査、分析し、わが国の消費者問題の解決の一助とするための国際的な研究を行っていきたいと考えています。また、新型コロナウイルスの感染状況が落ち着けば、国際シンポジウムやセミナー等の開催も検討していきます。

この比較法研究では、「デジタル社会での消費者法制の比較法研究」を大きなテーマとして研究を行っており、ドイツ、フランス等のEU諸国にアメリカ、イギリスを加えた欧米諸国を中心に、諸外国のデジタル分野の消費者法政策について、外国の研究者と日本の研究者が互い

に意見を交換し合い、時には現地に赴き、調査し現地の研究者と議論を交わしながら、研究を進めていくこととなります。

社会のデジタル化が急速に進んでいる中で、デジタル分野における消費者問題は、世界的な関心事項となっており、取引のデジタル化に伴い、国境を越えた消費者被害も急増しています。欧米諸国を中心とした諸外国では、わが国が直面し、また今後直面することが予測されるデジタル分野における消費者問題について、わが国とは違った形で様々な議論が行われており、その中には、わが国にはないような先進的な法律を整備している国もあります。

このような諸外国の議論や消費者法制度をわが国の議論や消費者法制度に対応させ比較し、研究する比較法研究の成果は、これからわが国で整備することになるであろうデジタル分野の消費者法制度における基礎的資料として活用されることとなります。

## ○キャッシュレス決済に関する調査・分析

近年、様々なキャッシュレス決済の手段が発達してきており、人々の消費活動における決済方法が多様化している状況にあります。さらに、キャッシュレス決済は今後も更に普及していくことが見込まれています。このような状況下においては、従来とは異なる消費活動が行われたり、利便性が向上する一方で新たな消費者トラブル等が発生したりすることも考えられます。そこで、令和元年度、オフィスでは、今後キャッシュレス決済がますます普及し主流になってい



くと考えられるところ、情報への感度が高く、既にキャッシュレス決済の利用が進んでいると思われる大学生の日常の消費行動やキャッシュレス決済の利用状況・考え方、トラブル等を調査しました。具体的には、全国四千七百八十三人の大学生にキャッシュレス決済についてのアンケート調査を行い、その中から二百七十四人に二週間の内に購入した商品・サービス等の情報を記録する消費行動調査に参加してもらいました。調査結果は「大学生のキャッシュレス決済に関する調査・分析結果」として報告書を公表しました。

今年度は昨年度に取りまとめた内容を踏まえ、さらに深掘りするために調査を行う予定です。昨年度に行なったアンケート調査、消費行動調査に加え、ヒアリングやディスカッションによりこれまでの調査では分からない部分を調査したいと考えています。現在考えているテーマとしては「特定のキャッシュレス決済を使っている理由」や「キャッシュレス決済の使い方」があります。普段「なんとなく」や「習慣」で行っている消費行動の理由を深掘りすれば面白い結果が得られるのではないかと考えています。また、新型コロナウイルスの感染拡大により大学生の意識や消費生活に大きな変化があったと考えられます。こちらについても併せて調査できればと考えています。

### ○ PIONET を活用した消費者問題の分析

独立行政法人国民生活センターと全国の消費生活センターには、年間約九十万件に及び、商

品やサービスなど消費生活全般に関する様々な消費生活相談が寄せられます。これらの消費生活相談の情報は、国民生活センターと都道府県政令指定都市及び市区町村の消費生活センターや消費生活相談窓口をオンラインネットワークで結んだ、「PIONET（全国消費生活情報ネットワークシステム）」に秘匿性を高く保った状態で、記録・蓄積されています。

PIONETは、昭和五十九年に稼働が開始され、ここに蓄積された相談情報は、全国の消費生活相談窓口や消費者行政にとつての共有データとして、消費者トラブルを解決するための相談業務に役立てるほか、情報を分析して、消費者トラブルの拡大防止や未然防止のための消費者政策の企画立案に活用されています。

本プロジェクトでは、テキストマイニングを用いて、PIONETに登録されている情報について、消費者被害の傾向と、新聞報道などの各種情報との相関関係等の分析を行う予定です。

テキストマイニングとは、数値化が難しい文章を、単語やフレーズに分解し、特定の表現の出現頻度や言語同士の相関関係を調べ、量的分析を行う方法です。これにより、知られていなかった問題点を見出したり、様々な要素や要因の結びつきが可視化されます。

例えば、新型コロナウイルス感染症に関する消費者トラブルの相談内容について、テキストマイニングを用いることで、これまでになかった事象が発生した場合に、どのようなタイミングでどのような内容の相談が増えるのかなど、時系列によって相談内容や数の変化を見ること

ができると考えています。

今後、同様の出来事が生じた場合に、消費生活相談の早期把握によるタイムリーな注意喚起を行ったり、未然に防止するための施策を打つことが可能になるなど、予測に基づく消費者施策の実現につながることを期待できます。

## 6 結び

これまで、戦略本部の成り立ちやモデルプロジェクトや調査研究等の取組についてご紹介してきました。オフィス設立時は、徳島県において十分な役割を果たせるのか、賛否両論の声をいただいておりますが、これまでの三年間全国の消費者の利益に資する高い成果を作り出してまいりました。戦略本部におきましても、恒常的な拠点となったことでオフィスより組織規模も大きくなり、より大きな期待を寄せられておりますので、まずは全国の消費者行政に役立つ成果をこれまで以上にあげ、将来を先取りするような提案を積極的に発信していければと思っています。

戦略本部は、今後の十年、二十年先を見据えて、消費者行政の強化を図っていく中で、非常に重要な役割を担うこととなります。消費者行政の未来を切り拓き、消費者の皆様の安全・安心を確保するために、職員一同全力で取り組んでいきます。国民の皆さんの応援を、引き続きよろしくお願い致します。

※掲載内容は、いずれも令和二年十月末時点

# 徳島県のデジタル化に向けた取組

徳島県政策創造部地方創生局  
Society5.0推進課長

佐 光 正 夫

## 1 はじめに

パンデミックとなった新型コロナウイルス感染症により、全国各地で感染者のクラスターが発生し、国民生活と社会経済活動にも大きな影響が生じています。収束が見通せない「W・H・C・コロナ社会」においては、「三密（密閉・密集・密接）」を回避しつつ、経済活動を継続する必要がある。そのためにはテレワークやweb会議などを活用した「新しい生活様式・スマートライフ」が「新たな日常（ニューノーマル）」として定着していくことになるでしょう。

このような、ひとたび発生すると大きな被害が生じるリスクが生じた際にも、県民への行政サービスを低下させることなく継続させるためには、これまでどおりの業務スタイルを見直し、5G、IoT、ビッグデータ、AIなどの未来技術を活用することにより、行政手続のオンライン化をはじめとする行政のデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進していく必要があります。

国においては、令和元年六月には「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進

基本計画」が閣議決定され、国民が安全で安心して暮らせ、豊かさを実感できる社会を実現することを目指し、デジタル技術の恩恵を誰もが享受できるインクルーシブな「デジタル社会」に向けた重点計画を取りまとめたところですが、今回の新型コロナウイルスへの国や自治体の対応に課題があったとして、令和二年七月に閣議決定された同計画では、社会全体のデジタル化を強力に推進する方向性が示されています。

本県では、これまで少子高齢化や南海トラフ巨大地震への対応など、本県が抱える様々な課題の解決に向けて、ICTを課題解決ツールとして効果的・積極的に活用するための指針として「ICT（愛して）とくしま創造戦略」を、官民データの活用によるオープンイノベーション創出を図るための推進計画として「徳島新未来データ活用推進戦略」を策定し、国のICT戦略との整合性を図りつつ全国的にも先進的な取組を継続的に実施してきました。

今年度、この両戦略を統合し、デジタルで全てがつながる社会への転換を図り、「Society5.0」を通じて安全安心で豊かさを実感できる地域を創造するため、新たに「デジタルとくしま推進プラン」を策定することとしています。

このプランには、今後五年間で県として取り組んでいく施策を盛り込むこととしています。デジタル化に向けた取組は、日進月歩、加速度的に進展していくと予想されますので、適宜見直していくこととしています。ここでは現時点での方向性について紹介させていただきます。

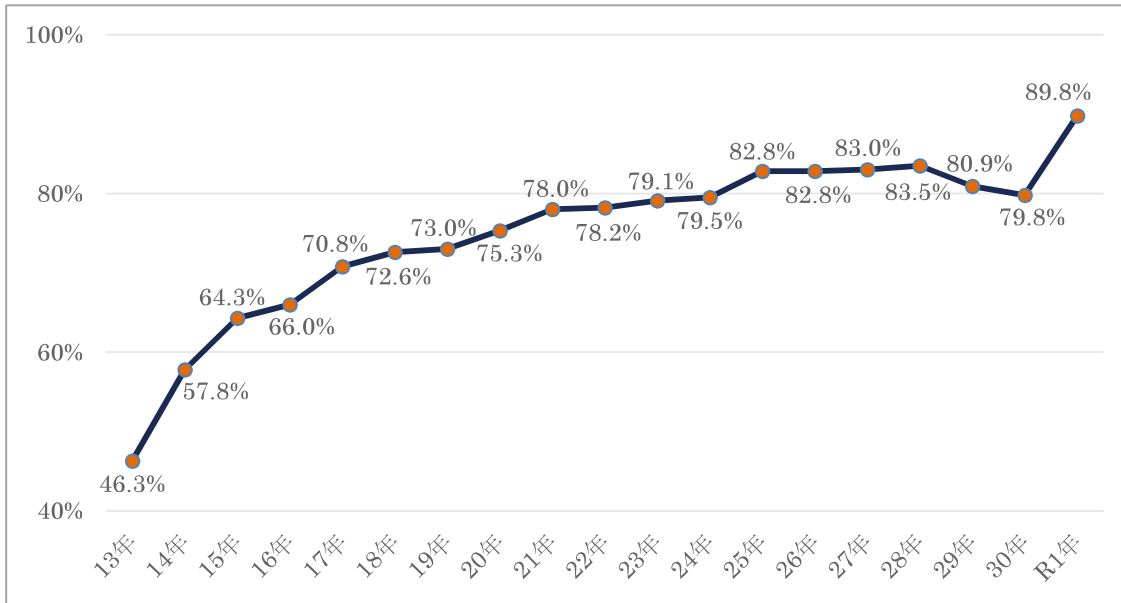
## 2 デジタル社会の状況

総務省令和元年通信利用動向調査によると、インターネット利用者の割合は八九・八%まで増加しており、特に六〜十二歳及び六十歳以上の年齢層でインターネット利用が伸びています。

また、スマートフォンを保有している世帯の割合は八三・四%まで増加し、固定電話（六九・〇%）・パソコン（六九・一%）を保有している世帯の割合を上回っており、年齢階層別のモバイル端末の保有状況を見ると、六〜六十九歳の各年齢階層で「スマートフォン」の保有者の割合が「携帯電話・PHS」を上回っており、スマートフォンの普及が急速に進んでいることが分かります。

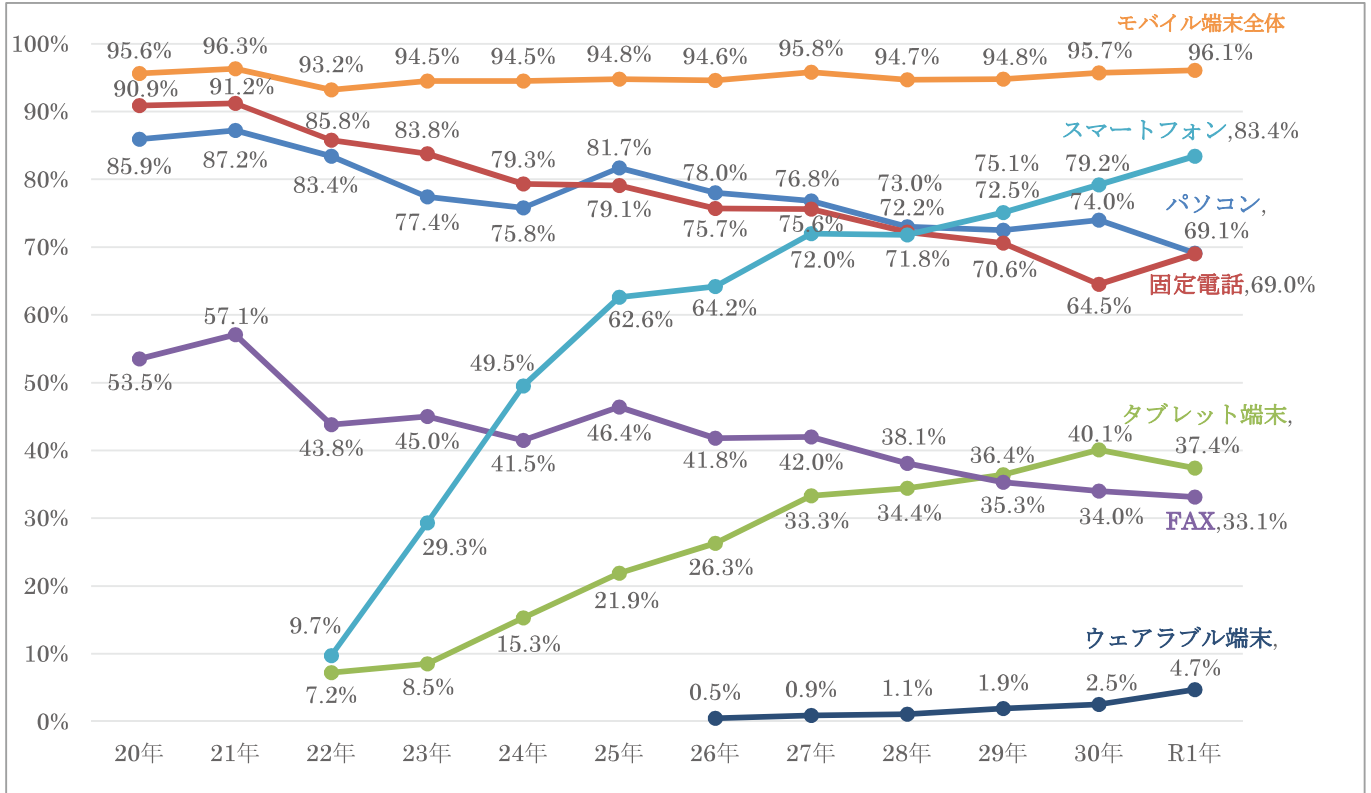
【図表1 インターネットの利用状況の推移（個人）】

（出典）総務省「令和元年通信利用動向調査」



【図表2 情報通信機器の保有状況（世帯）】

（出典）総務省「令和元年通信利用動向調査」





### 3 目指すべき四つの社会

「デジタルとくしま推進プラン」においては、デジタルで全てがつながる社会への転換を図り、「Society 5.0」を通じて安全安心で豊かさを実感できる地域を創造するため、次の四つの社会の実現を目指して、幅広い分野での目標達成に取り組むこととしています。

- (1) 安全安心な暮らしをしなやかに守り抜く社会
  - ・ 防災力の向上・着実なインフラ整備
  - ・ 医療・福祉体制の充実
- (2) 全ての人に優しく、スマートで持続可能な社会
  - ・ 利便性の高い行政サービスの実施
  - ・ スマートな環境対策
  - ・ モビリティの向上
- (3) 新たな価値が創造され、豊かさを実感できる社会
  - ・ 人と企業が集まる地域づくり
  - ・ 魅力ある農林水産業の実現
  - ・ 観光誘客による地域経済の活性化
- (4) 人材を育み、誰もが輝く自己実現可能な社会
  - ・ 教育・人材育成
  - ・ デジタルインクルージョン

### 4 取り組もうとする重点戦略

#### ① 平時からのシームレスな災害情報の共有

- ◆ AIを活用した津波避難シミュレーションやIoTネットワークを活用した避難訓練などを推進する。
- ◆ 災害時情報共有システムの利用機関数、「すだちくんメール」の利用者拡大に努める。
- ◆ 各種防災情報等を「総合地図提供システム」等を用いて、県民に広く情報提供を行う。
- ◆ 防災拠点等への公衆無線LANアクセスポイントの設置を推進するとともに、観光・防災情報の発信を行うことで、平時から使いやすいものにしていく。
- ◆ 事前復興、防災、減災の分野において、マイナンバーカードの利活用を推進する。
- ◆ 消防団のネットワークによるSNS、AI等を活用した情報収集・共有体制について検証する。
- ◆ 土砂災害防止のためにIoT雨量計を設置し、地域住民や市町村に情報を提供する。
- ◆ 被災者支援業務のシステム化を推進する。など

#### ② インフラ管理・建設現場におけるデジタル技術の活用推進

- ◆ ドローンを活用した発電所等の高所・危険箇所の施設点検を行うとともに、ドローン操縦者の育成を図る。
- ◆ 建設業において、IoTを活用した施工管

理を実施する工事等を試行し、効果を検証する。

- ◆ IoT、ビッグデータ及びAI等の先端技術を活用し、設備の故障を事前に検知するAI異常予知システムを導入した効果を検証し、水力発電所の業務効率化や他設備への導入拡大を検討する。
- ◆ 路面性状調査におけるデータ解析にAIを活用し、調査業務の効率化・省力化を推進する。など

#### ③ 誰もが安心して利用できる、医療・福祉サービスの提供

- ◆ 地域医療情報連携ネットワーク「阿波あいネット」の機能拡充を支援する。
- ◆ 5Gを活用した4K高精細映像・画像の伝送による病院間リアルタイム遠隔医療を推進する。
- ◆ 保険者と連携し、医療ビッグデータ等に基づくジェネリック医薬品の使用状況や活用に関する情報を医療機関に提供し、使用を働きかける。
- ◆ 翻訳機（タブレット端末等）の配備への支援や外国人患者受入医療機関リストを多言語で作成し、県ホームページにおいて公開する。
- ◆ 「健康ポイントアプリ」を活用した県民主体の健康づくり運動を推進する。
- ◆ 遠隔操作が可能なコミュニケーションロボットを貸与し、「移動制約」の克服を支

援することで、運動機能低下を伴う難病患者の社会参加を促進する。

◆介護現場への介護ロボットの導入を加速化する。

◆民間事業者等と連携し、高齢者見守りサービスの普及を推進する。

など

### ④ デジタル技術を活用した、行政サービスの向上

◆電子化可能な手続を掘り起こし、オンライン化を拡大していく。

◆デジタル庁の創設など、国の施策の動向を注視しながら、市町村と連携してマイナンバーカードの活用分野を拡大していく。

◆県広報紙の電子化を強化し、時代に即した県情報発信を行う。

◆県ホームページの記事をAI要約し、県公式Twitterにツイートする実証実験を行う。

◆「とくしま丸ごとAIコンサルジュ」を提供し、様々な問い合わせへの自動回答を行う。

◆行政データのオープン化に向けて市町村に対する支援を行い、データ活用を促進する。

◆行政手続の棚卸しにより、オンライン利用手続数及びオンライン利用件数の拡大を図る。

◆産学官が連携して、各種データを分析し、エビデンスをベースとした政策立案（EBPM）につなげる。

など

⑤ 豊かな暮らしにつながる行政のデジタル化

◆情報セキュリティに関する研修や自治体情報セキュリティクラウドの運用を行う。

◆4K・360度VR配信会議システムを導入し、ローカル5G環境を活用した臨場感のあるライブ会議等、5Gの活用事例や体感機会の創出を図る。

◆万代庁舎をはじめ県内各所においてローカル5G環境を整備する。

◆ペーパーレス化・業務の効率化・文書管理の適正化を実現する「電子決裁」やペーパーレス会議の推進により、「スマート県庁」を実現する。

◆RPAの利用部署や適用業務の拡大、専門的人材の育成等に取り組みとともに、YOCの本格導入を図る。

◆自宅から庁内システムにつなぎ、業務に従事するテレワークを推進する。

◆自動車税等の電子収納開始に向け、全庁的な電子収納基盤を整備するとともに、税外収入について多様な収納手段の拡大を図る。

など

### ⑥ 環境に優しい循環型社会の実現

◆産学民官金による「自然エネルギー活用プロジェクトチーム」により自然エネルギーの導入を促進する。

◆オフィスや家庭へのZEB・ZEH等の導入を支援する。

◆事業用発電設備を地域の非常用電源として活用するとともに避難施設等に太陽光発電

設備や蓄電池を設置するなど「自立・分散型電源」の導入を促進する。

など

⑦ 利用しやすい交通インフラの構築

◆バスの時刻表や路線情報をオープンデータ化する。

◆IoT、AIを活用した、利用者の需要に応じた乗合車両等を効率的に運行させる配車システムを実装する。

◆交通シミュレータを用いて、交通量の変化を予測し、渋滞緩和に効果的な交通対策を実施する。

◆道路工事規制情報のオープンデータの利用を促進する。

◆自動運転に必要なデータのダイナミック・マップへの活用方法についての国の検討結果等を踏まえ、自動運転の社会実装に向けた取組を国の施策と連携して推進する。

など

### ⑧ 地域の強みとデジタル技術を活用した、新サービスの創出

◆「AI、IoT、5G、RPA、ロボット」の研究開発事業を対象とする助成メニューを創設し、関連企業の本県への誘致を推進する。

◆技術者の需要増加に対応するため、国内外からの人材確保を支援する。

◆IoT、AIの技術を活用し、インフラ維持管理現場などの課題を解決する高付加価値

値なロボットの技術開発に取り組む。

◆「Web」と「リアル」を融合させたハイブリッド型の「徳島ビジネスチャレンジメッセ」を開催し、県内企業のデジタル化を推進する。

◆産学官金言の連携による創業プラットフォームを構築し、人材育成からビジネス実装までを一体的に支援する。

◆「とくしまIoTプラットフォーム」の活用や、「とくしまIoT等推進ネットワーク」の運営により地域IoTを実装する取組を推進する。

◆工業技術センターに「ローカル5G環境」を整備し、「5G技術活用支援拠点」として、県内企業への5G導入促進や技術支援に取り組む。

◆日本で唯一の4K・VRに特化した「4K・VR徳島映画祭」の開催やクリエイティブ人材育成事業の実施により、関連企業やクリエイターの集積を支援する。

◆本県公共データのオープンデータ化を推進するとともに、市町村との連携や県民からのアイデア取り入れなどにより、オープンデータポータルサイトのさらなる充実を図る。

◆県内企業が開発したOSS製品の利用促進、販路拡大を支援する。

◆地域経済分析システム「リーサス (RESAS)」の普及啓発・活用実践を推進する。

◆本県の強みを活かしたサテライトオフィスの進出への支援、コワーキングスペースの

高機能化や有効活用を通じて、人と企業の集積を図る。  
など

### ⑨ スマート農林水産業の推進

◆裸地や新植地にICTを利用した囲いかな等を設置し、遠隔操作による効率的なシカ捕獲を行う。

◆農業生産において、IoT等を活用した栽培管理技術を開発、普及し、省力化や生産性の向上を図る。

◆農林水産総合技術支援センターにローカル5G基地局を設置し、遠隔診断による技術指導等を実証する。

◆「施設園芸アカデミー」において、施設園芸のスマート化技術を実践できる人材を育成する。

◆森林所有情報や土地の境界情報などの既存データの3D化を推進し、路網計画や施業計画策定の省力化を図る。

◆センサーデータの共有・活用による効果的なシカ食害対策等の「スマート林業」を推進する。

◆IoTを活用し、漁場の水温、塩分等のデータを漁業者にリアルタイムで提供する体制を順次整備し、操業の効率化を図る。

◆AIを活用したベテラン漁業者の「匠の技」を共有するため、「漁海況予測システム」の構築に取り組む。  
など

⑩ デジタル技術を活用した、魅力発信とぎわいづくり

◆本県の観光情報を徳島県観光情報サイト「阿波ナビ」などで定期的に提供する。

◆オフラインとオンラインを組み合わせ、ニューノーマルにも対応したイベントを創出する。

◆「だれでも」「無料で」「簡単に」利用できる公衆無線LANサービスを提供する。

◆多言語音声翻訳アプリ「Voice Ta」の観光事業者への普及を図る。

◆文化の森総合公園において、高精細画像（4Kなど）やVR、ハンズオン等の手法を新たに取り入れた「新未来型展示」への再構築を行う。  
など

⑪ 「eスポーツ」による、にぎわいと交流機会の創出

◆オンラインの活用も含め、先駆的な「eスポーツ」イベントの開催により、にぎわいを創出する。

◆「eスポーツ」を核として、様々な人々の交流機会を創出する。  
など

⑫ 学びを支えるデジタル技術の活用

◆「児童生徒一人一台端末」や「高速大容量の通信ネットワーク」の活用など、「徳島県GIGAスクール構想」の実現に向けた取組を推進する。



### ⑬ デジタル人材の育成支援

- ◆ 4K・VRやデジタルアートの活用、次代を担う人材の育成などの取組を推進する。
- ◆ 企業などとタイアップし、子どもでも楽しめる体験型の学びの機会を創出する。
- ◆ 幅広い世代が参加できる、バザール形式のイベントやセミナーを開催し、デジタル技

- ◆ 児童生徒一人一台タブレット端末の整備を推進する。
- ◆ モデル校において普通教室に可動式常設電子黒板を設置し、全ての授業で既存タブレット等と連携させた、生徒の理解を深める授業を実践する。
- ◆ 徳島県立総合教育センターにおいて、高校情報の教員免許保有者等を対象とした研修を行う。
- ◆ 小学校段階でのプログラミング教育の実施に向けて調査研究を行うとともに、教職員の指導力の向上を図る。
- ◆ 中央テクノスクールにおいて、ローカル5G環境を構築し、訓練終了時に「電気通信設備工事担任者」資格が取得できる「認定養成施設」の公認を得るための施設整備を実施する。
- ◆ テクノスクールの訓練生がオンライン訓練を受講できるよう、パソコンやモバイル端末等の整備を進める。
- ◆ 教務系、保健、指導要録等の学籍、学校事務等の機能をあわせた、県内公立小中学校統一の統合型校務支援システムの導入を推進する。

### ⑭ インクルーシブなデジタル社会の実現

- ◆ 徳島県立総合高等学校（まなびーあ徳島）において、学びの場の情報をワンストップで提供する。
- ◆ 県民や関係団体などの多様な主体と連携し、「地域ICTクラブ」の取組を推進する。
- ◆ 高齢者等のデジタル機器の利用をサポートする「デジタル活用支援員」の候補人材や活動内容などを検討し、制度の普及を図る。
- ◆ BCP（事業継続計画）対策の観点も含め、企業に対するテレワークの導入支援及び出張前講座を行うとともに、テレワーク養成のためのeラーニングやスキルアップ研修等を実施する。
- ◆ ウェブアクセシビリティの確保と利便性向上に取り組み、誰もが県ホームページで提供される情報や機能を利用できる環境整備を推進する。

- ◆ 術の活用促進を図る。
- ◆ OSS開発技術者の育成支援や企業団体間の交流機会の拡大に取り組み。
- ◆ 教育ビッグデータの分析・活用方法について研究し、児童生徒の学力や学習意欲、教員の指導力等の総合的な教育力の向上を図る。



## 5 おわりに

近年では、スマートフォンやタブレット等のデバイスが普及し、行政サービスへのアクセス手段が多様化しています。

こうした中、利便性の高い行政サービスを提供するためには、行政手続のオンライン化やマイナンバーカードの活用等を通じて行政サービスの提供機会を拡大していく必要があります。国では、令和元年五月に「デジタル手続法」が成立し、「デジタルファースト」「ワンズオンリー」「コネクテッド・ワンストップ」という、デジタル化の基本原則が示されましたが、新型コロナウイルス感染症への対応において、その重要性と課題が明白となったことから、行政手続のオンライン化をはじめとする行政のDXの推進に早急に取り組むとしています。

また、「デジタル社会のパスポート」とも位置づけられているマイナンバーカードは、令和三年三月からは健康保険証としての利用が開始されるなど、今後、活用できる行政サービスが拡大されることから、県民サービス向上のため、マイナンバーカードの更なる普及に取り組む必要があります。

現在、県では、国のマイナポイント事業に呼応して、「徳島県版プレミアムポイント事業」を実施しており、マイナンバーカードを取得した方が必要な手続きを行っていただき、対象となるキャッシュレス決済サービスを利用すると、最大八千円分のポイントが還元されます。マイナンバーカードをまだ取得されていない方は、是非この機会に申請していただければと思います。

# 豊かな自然と人の絆を千年にわたり

## 受け継ぐ「むら」・佐那河内村

### 次の千年に向けた持続可能な村づくり

佐那河内村副村長 小原 広行

#### 千年続く佐那河内村

佐那河内村は、徳島市の西南約一六キロに位置し、東西に細く長く伸び、総面積は四二・二八km<sup>2</sup>です。気候は温暖で、美しい自然や山々に寄り添った棚田が織りなす里山風景が広がる人口約二、二〇〇人の、徳島県に残された「唯一の村」です。

この「佐那河内」という村の名前の歴史はたいへん古く、平安時代中期の治安年間（一〇二一〜一〇二四年）に「上佐那河内村」と「下佐那河内村」と名付けられたのが始まりと言われており、来年には千周年を迎えます。

村の基幹産業は農業で、江戸時代に蜂須賀公へ献上されていた「棚田米」、村の象徴である「みかん」や「すだち」、「ゆず」、「ゆこう」などの和柑橘、村のオリジナルブランドで全国的に有名な「むくらもちいち」の他、「大川原ねぎ」、「しいたけ」、「達磨キウイフルーツ」などが栽培されており、県内外の食卓に笑顔を届けています。

#### 村を支える住民自治

佐那河内村では、古くから伝わる講中、常会、名中という重層的な住民自治組織が、コロナ禍に屈することなく活動を続けられています。中でも、小集落単位で形成されている四十七の常会は、毎月下旬に会合が開催され、行政や農協、地域行事の情報伝達を行うとともに、地域の合意形成やコミュニケーションの場として村民自治を支えています。

現在、人口減少の進行に伴い、全国各地域における共助の支え合い体制の弱体



半鐘の風景

化が懸念され、公共私連携・協働の新たな仕組みづくりが求められています。村では、先人から受け継いだ「地域の絆」を体現するこれらの住民自治組織を次の世代へと守り継承していくため、その活動を積極的に支援しています。

#### 新たな「総合計画」と「地方創生総合戦略」

佐那河内村では、令和二年四月、住民満足度調査やワークショップで寄せられた住民の皆様のご意見をもとに、今後十年間の村行政の基本指針となる「佐那河内村総合計画」を策定しました。

新総合計画は、村の目指す将来像のテーマを「豊かな未来に向かって つづくむら宣言 さなこうち」とし、①快適で安心して暮らせる村、②健康で人に優しい村、③ひとが生き生きと学び続ける村、④産業が元気で生き生きと働ける村、⑤参画と協働で支え合う村の五つの施策体系で構成されています。

将来像の実現に向け、村にしかない恵まれた土地、人と人の絆や代々受け継がれてきた歴史や文化、豊かな自然、農林産物などの地域資源を最大限に活用し、次の千年に向けた「持続可能な村づくり」を進めていくこととしています。

また、新総合計画の取組を進める一方、村では人口減少や少子高齢化が全国を上回るスピードで進行しており、今後もうこうした状況が続けば、令和七年には二、〇〇〇人を下回り、地域のコミュニティを維持していくことが困難になることも考

えられます。

このため、新総合計画と合わせて、今後五年間の地方創生関連施策を



大川原の風車とあじさい

まとめた「佐那河内村地方創生総合戦略」を策定し、①しごと・雇用を創出する、②新しいひとの流れをつくる、③若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、④交流拠点の充実や地域連携などの村づくりを進めるの四つの基本施策を柱とした取組を展開しています。

特に、基幹産業である農業の振興や県内外に向けた佐那河内ブランドのPR、事業所の誘致などの「しごと・雇用の創出」と、移住・交流支援センターを核とした移住促進や受け皿となる住宅供給対策、関係人口拡大などの「新しいひとの流れづくり」を重点的に推進しています。

### 佐那河内村の取組

現在、佐那河内村では、行政や防災など、あらゆる分野の中心となる新庁舎の建設を、令和三年十一月の竣工に向けて進めています。今後は、この新たな拠点を中心に、村の強みである行政と住民の緊密な関係を生かしながら、「住民主体の村づくり」を推進していくこととしています。

農業の振興では、農産物の付加価値向上と生産振興を推進するとともに、これらを活用した新たな特産品の開発やふるさと納税に取り組んでいます。年末には、和柑橘を生かした地域活性化を図

るための連携協定を村と締結した企業の新事業所が稼働予定であり、今後は、官民が連携し、和柑橘の栽培振興やブランド力向上、交流促進などに取り組むこととしています。

また、地方創生の推進では、移住・定住の受け皿となる分譲宅地の造成や、移住交流支援センターによる移住相談やお試し移住、空き家の利活用などの新しいひとの流れづくりに取り組むとともに、ふるさと住民や村人会などの都市部との交流活動や地域おこし協力隊との連携による村の活性化を推進しています。

さらに、教育では、「小中一貫教育」のメリットを生かし、義務教育九年間を通して、全ての児童・生徒の可能性を最大限に伸ばすため、外国語教育指導監を配置し、鳴門教育大学と連携しながらの小中の接続と系統性を見据えた英語教育の実践や、学校と地域の協働によるふるさと学習に取り組むとともに、プログラミング教育の研究と実践、タブレット端末を活用した授業の充実など、新しい時代を生きる力を育成する教育を実践しています。

今後とも、住民や企業、団体などの多様な主体と連携を図りながら、佐那河内村の活性化を進めて参ります。



ふるさと特産品

### 結びに

昨年十二月に人事交流により佐那河内村に勤務することとなり、はや一年が経過しようとしています。赴任以来、多くの県職員の皆様にお世話になることが多く、人の繋がりの大切さを改めて感じました。佐那河内村での勤務は、副村長という職責の重さによる緊張感の中で慌ただしく始まりましたが、村長をはじめ役員職員の皆様のおかげで、ようやく雰囲気にも慣れ、とにかく自分に出ることをやろうと、日々、業務に取り組んでいます。

赴任後は、村内の様々な会合に参加し、多くの住民の皆様とお話をする機会をいただき、これまで気付かなかった佐那河内村の豊かな自然や人々の思いやりの心や強い絆、千年という長い時間をかけて培われてきた伝統・文化など、村ならではの魅力を体感することができました。こうした大切な財産を次の世代へ受け継いでいくための「持続可能な村づくり」に少しでも貢献できるよう、微力ながら努力して参りたいと考えています。



新庁舎の鳥瞰図



# 三好市の財政状況について

三好市企画財政部財政課主任 秋田 宗 誉

私が研修生として市町村課でお世話になったのは平成二十五年度のことでした。恥ずかしながら、市役所に入って三年が経過したにも関わらず業務の手順がわからず、関わる方すべてに迷惑をかけていたように思います。ご指導賜りました地方創生局の皆さま、研修生の皆さま、その時にかかわった県の職員並びに市町村の方々、その節は本当にありがとうございました。

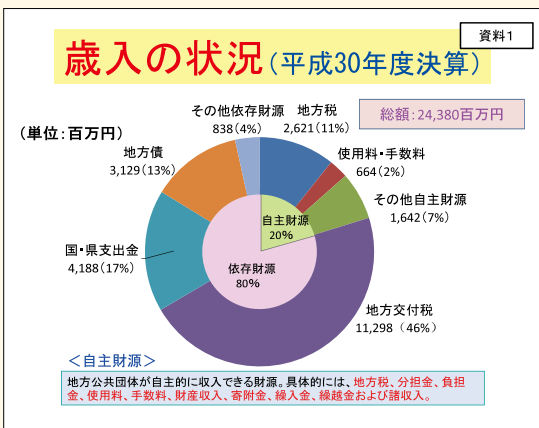
今回、私の業務を紹介する機会を頂戴しましたので、表記について紹介したいと思います。寄稿時期の関係で二〇一八（平成三十）年度決算を基に作成しておりますのでご理解ください。よろしくお願いいたします。

## (1) 歳入

二〇一八（平成三十）年度三好市普通会計決算における歳入総額二億三億八、〇〇〇万円のうち、市税や使用料などの自主財源は四九億二、七〇〇万円（二〇％）、地方交付税

や国・県支出金、地方債などの依存財源が一九四億五、三〇〇万円（八〇％）と歳入総額の大半を占めており、依存財源に頼った財政構造となっております。中でも地方交付税は一・二億九、八〇〇万円、歳入総額の四六％であり、歳入一般財源総額で見ると七二％（臨財債五四〇万円含め）を占め、市の財政運営の主要な財源となっております。（資料1）

普通交付税（臨時財政対策債を含む）



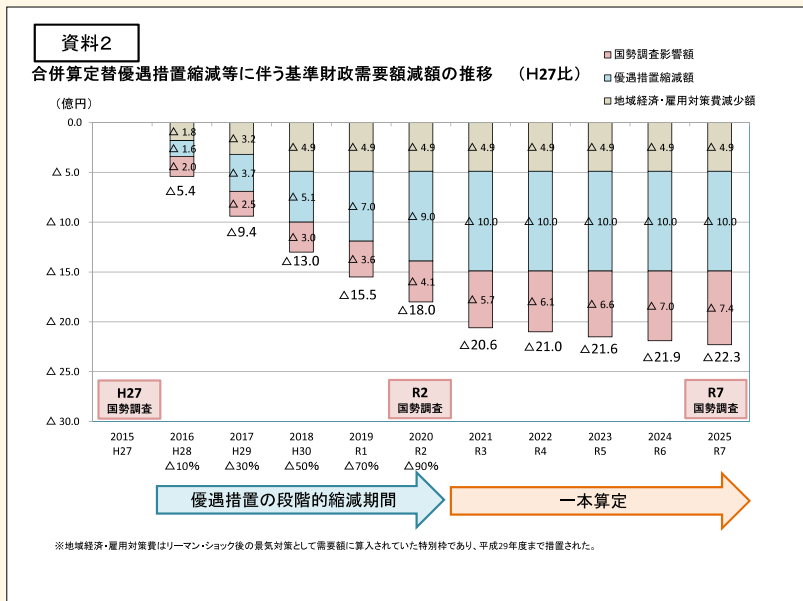
二〇一九（令和元）年度の普通交付税の一般行政経費のうち、①国勢調査による人口減少、②合併特例優遇措置の逡減、③地域経済・雇用対策費の廃止の要因による減少額は、二〇一五（平成二十七年）年度と比べ一・五・五億円となっております。二〇二〇（令和二）年度は、合併特例の優遇措置の逡減率が九〇％に拡大するとともに、国勢調査の急減補正の減などによ

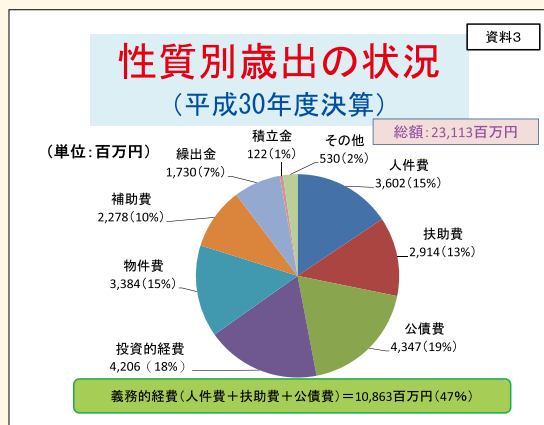
む）については、二〇〇九（平成二十二年）年度以降、景気低迷による対応策として新たな費目の創設などで財源措置が講じられてきましたが、地域経済・雇用対策費は二〇一八（平成三十）年度に廃止となり、二〇一五（平成二十七年）年度に創設された人口減少対策費などについても今後継続的に措置されるものではないこと、また、合併特例による普通交付税の算定方式である合併算定替（優遇措置）が二〇二一（令和三）年度から一本算定となることや、全国平均を上回るペースでの人口減少など、三好市特有の要因による交付税措置額の減少も考慮しておく必要があります。

## (2) 歳出

り、普通交付税はさらに減少していくこととなり、財政計画における上記三要因による一般行政経費の減少額は、二〇一九（令和元）年度に比べ約二・五億円となっております。（資料2）

二〇一八（平成三十）年度三好市普通会計決算における歳出総額は二億一億一、三〇〇万円となっております。性質別歳出で見ると定員管理の





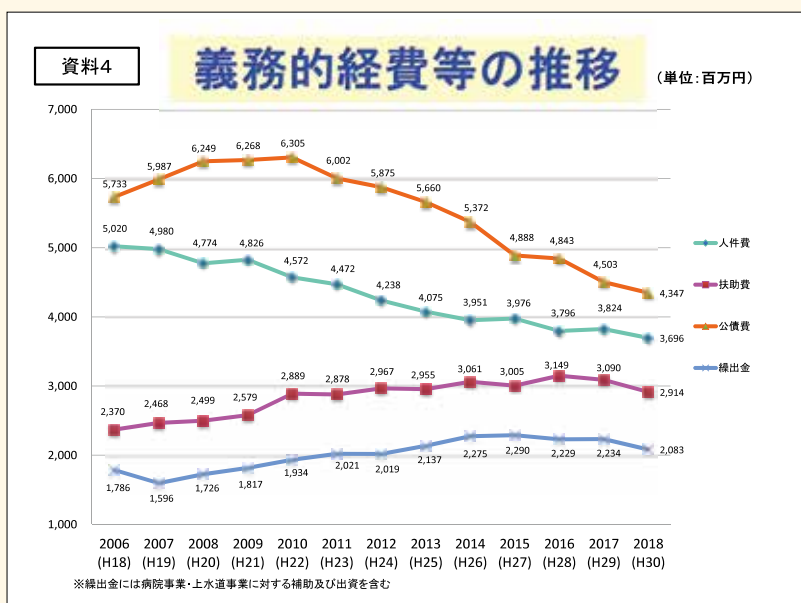
二〇一八(平成三十)年に策定された第二次三好市総合計画では、「人口減少」の抑制や「少子化」への

### (3) 総括

適正化、計画的な建設事業債の発行や地方債の繰上償還により、人件費及び公債費については減少傾向にあります。社会保障経費が年々増加していることから扶助費については増加傾向にあります。二〇一八(平成三十)年度のこれらを合わせた義務的経費は一〇八億六、三〇〇万円(四七%)で歳出全体のほぼ半分を占めており、この義務的経費の割合は合併以降四五%以上と高い水準で推移しており市財政の大きな圧迫要因となっています。(資料3、4)

対応といった喫緊の課題に対して、「三好市まるごとブランド化」「子どもを育てやすい環境づくり」「雇用の確保」を重点目標と設定し、その実現に向けた視点を持って、まちづくりを進めるとして、これからはますますの市民が生き生きと暮らしていくため、自然と共生し、一人ひとりの創意と工夫によって、まちそのもの、そして市民一人ひとりがきらりと輝くまちを目指した施策の展開が必要とされています。

一方、市の主要な一般財源である市税や普通交付税は年々減少しており、二〇一九(令和元)年度に作成した財政計画では、今後、単年度で必要な財源がその年の歳入で賄えなくなり、基金の取り崩しが必要となる見込みとなりました。このような状況の下、持続可能な財政構造を築くため、二〇一八(平成三十)年九月策定の第二期財政改革実施計画を着実に推進し、将来の財政負担の抑制を図るとともに、限られた財源が地域・住民のため、効果的かつ効率的に事業執行できるよう二〇二〇(令和二)年度予算を編成しました。



今後三好市では、庁舎整備事業、支所整備事業、サンライズビル跡地活用事業、みよし広域連合が実施するごみ焼却施設・し尿処理施設の整備に係る負担金など大型事業が控えており、これらの要因により地方債現在高は間違いなく増加することとなります。現行の計画等に基づき歳出の抑制、また効果的、効率的な執行を行うことにより、厳しい財政状況ではありますが持続可能な財政構造を確立することができると考えます。

### (4) 終わりに

今回私が寄稿したものは市町村振興協会の担当の方とお話する中で、今までのものとは少し違った形での掲載はできないかと相談をして、実務コーナーに近い形での掲載をさせていただくようになったものです。担当の方には大変なご尽力いただきました。本当にありがとうございます。

さて、二〇二〇(令和二)年は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で自治体の財政運営に多大な影響を与えているさなかであり、今後の見通しも立っていない状況にあります。当市におきましても、産業、観光、教育、福祉、建設等ほとんどの方面において影響が出ています。私自身、財政課の一職員でいたしたことができる実力もありませんが、どのような施策が市民を守るものとなるのか、この一年の影響で十年後どのような三好市になってしまうのだろうと考えることが増えました。自分ができる範囲で、少しでも人の役に立てるようなこと、少しでも三好市がよくなるように励んで務めることを心掛けます。

今回の寄稿が少しでも皆さまの役にできれば幸いです。

### ○鴨島図書館

間接照明と木調の天井で落ち着いた空間となっています。開架スペースには、約7万冊の蔵書を所蔵できますが、現在の蔵書数は約4万6千冊、約65%となっています。今後計画的（5年程度）に図書を購入を行っていく予定です。また、書籍消毒器の設置、読書記録帳を導入しております。

未来を担う子どもたちの読む力、学ぶ力、調べる力を育むため、子どものための各種講座やお話し会、大人対象に歴史講座等の開催を行っています。



### ○ちびっこプラザ



大勢の子どもが遊べる十分なスペースを確保しています。また、短時間の託児サービスも実施しています。

### ○多目的室

講演会や健診など用途ごとに使い分けができるように、大小さまざまな大きさの多目的室を設けています。



多目的室（大）



多目的室（中）

### ○コワーキング・シェアオフィス（Ki-Da）

多様な働き方や起業・創業を実現するための拠点として、コワーキング・スペースや4社が入居可能なシェアオフィスを設定しています。



### 【事務所の紹介】

「社会福祉協議会・地域包括支援センター」は、本年4月より市民プラザ1階に社会福祉協議会を移転するとともに、地域包括支援センターの運営業務を委託し、地域住民のさらなる保健・医療の向上と認知症支援や介護・福祉等のサービスの充実と連携を図り、地域包括システムを構築していく上での中核機関となります。

「おえっこスポーツクラブ」は、本年2月に総合型地域スポーツクラブとして設立され、幼児から高齢者、また障がい者までを対象に、さまざまなスポーツを愛好する人々が、それぞれの志向やレベルに合わせて参加できるプログラムを実施しております。

このように「市民プラザ」は、様々な用途を含んだ複合施設として整備いたしました。また、アリーナは、市民の皆様の健康増進という目的と併せて、全国大会や四国大会などの規模が大きな大会も開催することが可能となっており、交流人口の増加が図れるよう取り組んでいきたいと考えております。

市民が憩う交流拠点として、「アリーナ」、「コワーキング・シェアオフィス」、「社会福祉協議会」、「図書館」、「ちびっこプラザ」などが相互連携し、多世代・多志向の市民が集い賑わう交流施設を目指していきたいと考えております。

※吉野川市民プラザの運営および維持管理は、指定管理者である共同企業体「吉野川賑わい創出パートナーズ」（構成団体：美津濃(株)・(株)図書館流通センター・阿部商事(株)・ミズノスポーツサービス(株)）が行います。

### お問い合わせ

吉野川市教育委員会生涯学習課  
TEL 0883-22-2271



# 吉野川市 吉野川市民プラザ整備事業



令和2年4月にオープンしました「吉野川市民プラザ」は、市民の健康増進・スポーツ振興を担う「アリーナ」と、文化・芸術交流を促進する「市民センター」があり、それぞれの利用者が行き交うように、健康増進やスポーツ振興と文化芸術をリンクさせた、地域のコミュニティ拠点として整備いたしました。

## 【施設の紹介】

### ○メインアリーナ

メインアリーナは1,530㎡ 49m×34m (バスケットボール2面、バレーボール6人制3面) 背付きシートの観客席を755席、車いす席を6席設けています。大会利用、チーム練習等様々なスポーツに対応できスポーツ・健康を促進するアリーナです。また、床仕上げはフローリングでなく、県内ではあまり採用例はありませんが、強度と弾力性のある床仕上げ「タラフレックス」を採用しています。



### ○サブアリーナ

サブアリーナは408㎡ 27m×17m (バレーボール6人制1面、バドミントン3面)、チーム練習に最適なコンパクトなアリーナです。



### ○多目的室121

ダンスやフィットネスプログラムに適した鏡張りの多目的室です。



### ○トレーニング室



約20人が同時利用可能で、持久力トレーニング用のトレッドミル・エアロバイクと筋力トレーニング用の各種機器を配置しており、高齢者や運動初心者でも扱いやすいトレーニング室です。



ゼロ・ウェイスト認証制度  
ロゴマーク

購入することができるようになってい  
まいます。また、平成29年にはゼロ・ウェ  
イストに取り組む事業所を8種類の基準で公的に  
認証する「ゼロ・ウェイスト認証制度」を作製し、  
飲食店を対象に認証を進めた結果、町内では7店

舗が認証店となりました。各店舗では、特にリデュース  
の取組として、売れ残りによる食品ロスが出ないこ  
と、食材調達や調理の段階からごみの発生を抑制する  
工夫などを取り入れ、ゼロ・ウェイスト活動に目標を  
もって計画的に取り組んでいます。

また、令和2年4月にはゴミステーションがリ  
ニューアルオープンし、ごみ分別やくるくるショップ  
の他、新たに交流ホール、シェアオフィス、体験宿泊  
棟なども備えた複合施設になりました。交流ホールは  
住民がごみ出しに来たついでに近況報告をし合える場  
や観光客の休憩所として普段は開放しており、イベン  
トや会議の時には有料で貸し出すなど多様な用途で活  
用しています。シェアオフィスでは企業誘致や大学連  
携により未達成である残り20%の焼却・埋立ごみゼ  
ロやりサイクルの質の向上（サーマルからマテリアル  
へ）を目指してサーキュラーエコノミーに取り組んでい



きます。体験宿泊棟は滞在しながらゼロ・ウェイスト  
アクションを体験できる場として提供しており、今ま  
で“ごみ”だと思っていたモノについて考える機会と  
、ごみの見方を変えるきっかけづくりを行うことで、そ  
れぞれのゼロ・ウェイスト運動につながっていくこと  
を期待しています。

これまでの上勝町の取組やこれからの挑戦について  
紹介していくポータルサイトも開設され、国内外への  
情報発信もはじまっています。

（上勝町ゼロ・ウェイストポータルサイト「ゼロ・ウェ  
イストタウン上勝」URL：<https://zwtk.jp/>）

#### お問い合わせ

上勝町役場企画環境課

TEL 0885-46-0111





## 上勝町

「ゼロ・ウェイスト宣言」  
2020年達成に向けた歩み

平成15年、上勝町は自治体としては日本ではじめて「ゼロ・ウェイスト宣言」を行いました。町内にゴミ収集車は走っておらず、住民は自らゴミステーションにごみを持ち込んでいます。生ごみは家庭用コンポストや電動生ごみ処理機で堆肥化され、その他のごみは徹底的に分別し、資源回収されています。また、まだ使えるものは無料のリユースショップ「くるくるショップ」に持ち込まれています。くるくるショップでは持ち込みは町民のみ、持ち帰りは誰でも利用することができます。そもそもゼロ・ウェイストとはゼロ＝「0」・ウェイスト＝「浪費・無駄・廃棄物」、直訳すると浪費・無駄・廃棄物をなくすという意味です。自分にとっては不要になったものでも、誰かにとっては必要なものかもしれない、そういう気持ちではじまった制度であり、循環率（持ち込み量÷持ち帰り量）は90%を超え、毎年10トン程度が再使用されています。



くるくるショップ

かつて本町では、野焼き場であらゆるものを燃やしていたため、県からは適正な処理をするように指導を受けていました。しかし、体制を変えようにもゴミ収集車を走らせたり、焼却場を建設したりする財政的余裕がなかったため、リサイクルの方策を検討することになりました。こうして、平成9年の容器包装リサイクル法の施行とともに9分別がスタートしました。

平成10年には小型焼却炉2基を設置しましたが、焼却灰の埋め立てを他県で行っていたため多額の運搬費用がかかってしまい、焼却量を減らすために分別数

を22種類まで広げることになりました。しかしわずか3年後、法改正により焼却炉1基がダイオキシン排出基準を満たせなくなったため小型焼却炉は閉鎖することになりました。

本町の場合、処理に一番費用がかかるのが“焼却”ごみでした。そのため財政を圧迫しない方法や環境への負荷も検討した結果、ごみを「燃えるか/燃えないか」ではなく「リサイクルできるか/できないか」の基準で分別してきました。こうして、できる限り再資源化しようと引取り業者を捜し回った結果、現在は45分別となりました。中でも紙や金属などは、有価で引き取ってもらうことができるので毎年200万円程の売払収入になっています。そして、売払収入は「ゼロ・ウェイスト推進基金」として積み立てた上で、町独自のポイント制度“ちりつもポイント”を設けて住民に還元する仕組みができています。現在ポイント対象となっているのは、町が指定するごみ（雑紙、紙パック、アルミ付紙パック、紙カップ、かたい紙芯、洗剤などの詰め替えパウチ、歯ブラシ、使い捨てカイロ）の持ち込み、町内商店でレジ袋を断る、容器持参で量り売りを利用する、の3パターンがあり、たまったポイントは小中学校の体操着や町内商品券などに交換することができます。こうして住民協力のもと資源化を進めてきたことで、リサイクル率は80%を達成することができました。

しかしそれでも、素材が混在していたり性質上の理由で乾燥剤や革製品、ゴム製品などは「どうしても燃やさなければならないもの」、使い捨てカイロや水槽などは「どうしても埋め立てなければならないもの」に分類されているため、消費者主体では100%のリサイクル循環が困難な状況になってきました。そのため、これからは「そもそもごみになるものを減らす」ことが重要であり、商品の製造や販売段階から変わっていく必要があります。

本町では、「ごみの出ない」売り方・買い方の普及を目指して町内の商店や飲食店で「量り売り」を推進し、ビールや焼き菓子、晩茶、総菜、調味料、コーヒー豆、野菜などさまざまな物を使い捨てる容器包装なしで



# 地方債制度の概要について

市町村課主事（企画財政担当） 岸 本 恵 里

## はじめに

地方債とは、地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務であり、その履行が一会計年度を超えて行われるものをいう（一時借入金には含まれない）。地方債は、将来に債務を残すものであるため、起債にあたっては、将来の財政運営に及ぼす影響を考慮し、慎重な配慮が必要である。本稿では、そのような地方債の制度等について、今一度振り返っていききたいと思う。

## 地方債の機能

### 1 財政支出と財政収入の年度間調整

公共施設の建設事業や災害復旧事業等の単年度に多額の財源を必要とする事業について、地方債の発行により所要資金を調達することによって、当該事業の円滑な執行が確保できるとともに、これに係る財政負担を後年度に平準化するという年度間の調整機能を有している。

### 2 住民負担の世代間の公平のための調整

自治体が整備する道路や公園、学校等の公共施設は、建設当初の住民だけではなく、将来の住民も利用することができるため、その財源を税金等により建設当初の住民のみに負担を求めると不公平が生じる。これらの整備に必要な財源の一部を地方債で賄うことは、後世代と現世代の住民との間で負担を分かつことを可能とし

ている。なお、こうしたことから、建設地方債の償還年限は、その地方債を財源として建設した公共施設の耐用年数を超えてはならないこととされている。

### 3 一般財源の補完

地方債は、その発行年度について見れば、地方税、地方交付税等の一般財源の不足を補完する機能を有しており、景気変動による税収の伸び悩み等に対応できる一定の機動性と弾力性をもった地方財源の確保方策としての役割を担っている。

### 4 国の経済政策との調整

行政投資の多くが地方公共団体により実施されていることから、国が行う経済政策も地方財政と一体となって行われなければ実効性に乏しいが、地方を通じて実施される建設事業費の財源となる地方債は、その発行量の増減によって事業量を調整することが可能であり、景気対策等において重要な機能を果たしている。

## 地方債を起こすことができる経費

地方財政法第五条では、地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもってその財源としなければならぬことを原則としつつ、ただし書きにおいて地方債の対象とすることができる経費を限定列挙している。

また、一定の政策目的を達成するために必要であると認められた地方債については、各法律

による特例措置により、地方債を財源とすることが認められている場合がある。

## 地方債を起こすことができる経費

地方公共団体の歳出は、原則として地方債以外の歳入をもって、その財源としなければならないが、地方債をもってその財源とすることができるものとして、次のように規定されている。

### 【地方財政法第5条によるもの】

- ① 交通事業、ガス事業、水道事業その他地方公共団体の行う企業に要する経費の財源とする場合
  - ② 出資金及び貸付金の財源とする場合（出資又は貸付けを目的として土地又は物件を買収するために要する経費の財源とする場合を含む。）
  - ③ 地方債の借換えのために要する経費の財源とする場合
  - ④ 災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費の財源とする場合  
 災害応急事業：流失橋りょうの応急架設等災害に際し応急に採られる措置  
 災害復旧事業：河川、港湾、道路等の公共土木施設、農業用施設、林道施設等の農林水産業施設、学校、庁舎等の公共公用施設の災害復旧事業  
 災害救助事業：災害救助法に基づく救助のためのものであって、収容施設の供与、生活必需品の給付等の事業
  - ⑤ 学校その他文教施設、保育所その他の厚生施設、消防施設、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業費（※）及び公共用若しくは公用に供する土地等としてあらかじめ取得する土地の購入費の財源とする場合  
 公共施設：住民の使用又は利用に供するために行政主体が設ける施設  
 （地方財政法第5条第5号に掲げられた学校、保育所、道路、河川、港湾等は公共施設の例）  
 公用施設：行政目的のために行政主体が直接使用するために設ける施設
- ※ 公共的団体又は国若しくは地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものが設置する公共施設の建設事業に係る負担又は助成に要する経費を含む。

### 【特別法等によるものの例】

- ⑥ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づく辺地対策事業債
- ⑦ 過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎対策事業債
- ⑧ 市町村の合併の特例に関する法律第11条の2の規定に基づく合併特例債
- ⑨ 地方財政法第33条の5の2の規定に基づく臨時財政対策債
- ⑩ 地方財政法第33条の5の5の規定に基づく退職手当債
- ⑪ 地方財政法第33条の5の8の規定に基づく公共施設等の除却に係る地方債

## 議会の議決の必要性

地方債は、地方税、地方交付税等と同様に歳

入予算の一部を占めるものであり、予算としての議会の議決が必要である。起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法についても予算で定めることとなっている。

## 地方債協議制度

平成十八年度より、地方債の許可制度が廃止され、現在の協議制度へと移行した。協議制度への移行は、地方公共団体の自主性をより高める観点から行われたものであり、原則として禁止されていた地方債の発行を原則として自由としたものである。その仕組みは次のとおりである。

（１）地方公共団体が地方債を発行するときは、総務大臣又は都道府県知事（以下総務大臣等という。）に協議しなければならない。

（２）地方公共団体は、協議に

おいて総務大臣等の同意を得た地方債についてのみ、当該同意に係る公的資金を借り入れることができる。

- （３）総務大臣等が同意をした地方債の元利償還金は、地方財政計画に算入される。
- （４）総務大臣等の同意を得ないで地方債を発行するときは、地方公共団体の長は、あらかじめ議会に報告しなければならない。
- （５）総務大臣は、毎年度、協議における同意基準及び許可基準を定め、並びに地方債計画を作成し、これらを公表する。

なお、いかなる地方公共団体においても、地方債の発行が原則自由というわけではなく、元利償還金又は決算収支の赤字が一定水準以上となった場合や元利償還金の払込について延滞のある場合等は、許可制度によることとされている。

地方債協議制度については、同意等予定額の範囲内で行われる協議等について同意・許可を行う、簡易協議等手続を行ってきたところであるが、業務効率化の観点から、令和二年度より同意等予定額通知が廃止されることとなった。これにより、事務の更なる簡素化や同意等までのスケジュールの短縮等が図られた。

## 地方債届出制度

平成二十四年度から、地方公共団体の自主性・自立性をさらに高める観点から協議制度を一部見直し、民間資金債に係る事前届出制度が導入された。さらに、平成

二十八年度にも、協議不要基準の緩和等が見直しがされた。これにより、次の①④の要件を備えている地方公共団体は、協議によることなく、事前に届出をするだけで地方債の発行が可能となった。

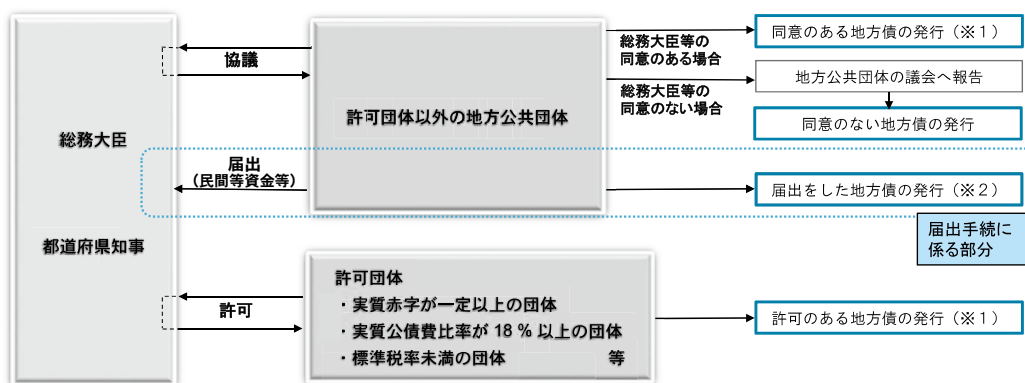
- ① 実質公債費比率 一八%未満
- ② 実質赤字額 〇
- ③ 連結実質赤字比率 〇%
- ④ 将来負担比率 三五〇%未満

(一般市区町村)

※協議不要対象団体であっても、資金の不足額がある公営企業に係る民間資金債を発行する場合は、協議が必要となる。

届出がされた地方債のうち協議を受けたならば同意

### 地方債の発行手続の流れ



※1 総務大臣等の同意(許可)のある地方債に対し、  
 ・元利償還金の地方財政計画への算入  
 ・公的資金の充当

※2 届出をした地方債のうち協議を受けたならば同意をすると認められるものに対し、  
 ・元利償還金の地方財政計画への算入  
 ・公的資金のうち、特別転貸債、国の予算等貸付金の充当

をすることとなると認められるものは、その元利償還金が地方財政計画に算入されるとともに、その予定額が地方債計画に計上される。

### 地方債資金の借入れ

#### ① 借入先

地方債の資金	公的資金	財政融資資金	財務省が財政融資資金特別会計において国債を発行して資金調達したもの
		地方公共団体金融機構資金	すべての都道府県、市町村が共同で設立した機構が市場で債券を発行して調達したもの
民間等資金		銀行等引受資金	指定金融機関やそれ以外の銀行・信用金庫・信用組合・農協あるいは共済組合等から借り入れるもの
		市場公募資金	債券発行市場において公募により借り入れるもの

#### ② 借入れの形態

- ◆ 証書借入方式  
地方公共団体が借入先に借用証書を提出して資金の貸付けを受ける方法(財政融資資金、地方公共団体金融機構資金はすべてこの方式による)
- ◆ 証券発行方式  
地方公共団体が地方債証券を発行し、それを金融機関が引き受けたり、市場において公募したりすることによって資金を調達する方式。地方債証券は当初に引き受けた金融機関や購入した投資家から他の金融機関や投資家に売却され、市場で流通することも多い。

#### ③ 借りる額の計算方法

- ・対象事業が地方債のどの事業区分に当てはまるかを「地方債同意等基準」(総務省告示)、「地方債同意等基準運用要綱」(総務副大臣通知)で確認
- ・事業費(国庫補助事業の場合は地方負担額)のうち地方債をどれだけ発行できるのかを「地方債充当率」(総務省告示)で確認

## 地方債の資金

地方債の資金を引受先の面から大別すると、公的資金(財政融資資金、地方公共団体金融機構資金)と民間等資金(市場公募資金、銀行等



引受資金)に分類される。

なお、財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金については、地方債計画に計上されている資金の額が当該年度で用意されている資金の額であるため、これを上回っての同意・許可は基本的に行われない。

### 地方債同意等基準等

「地方債同意等基準」は、地方財政法第五条の第三十項の「総務大臣又は都道府県知事が第一項に規定する協議における同意並びに次条第一項及び第三項から第五項まで並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第十三条第一項に規定する許可をどうかを判断するために必要とされる基準」として定められており、同意・許可に当たっての基本方針を規定しているものである。また、「地方債同意等基準運用要綱」には、同意等基準に基づく手続のうち協議等手続、早期協議等手続、法令及び同意等基準の解釈等の技術的助言に関する一般的事項を規定している。

そして、「地方公共団体が事業を行うに当たり、当該事業に係る経費のうち、地方債をもってその財源とする部分の割合の上限となるべき率」のことを「充当率」と呼び、地方財政法施行令第二十条第四項において、地方債計画の内

容を考慮して事業区分ごとに「地方債充当率」を定め、同意等基準と併せて公表される。

起債にあたっての、事業区分の選択や起債額の計算等については、これらを参考にしつつ、適切な事務処理をお願いしたい。

### 終わりに

地方債は、後年度の財政負担をもたらすため、安易に地方債を発行する財政運営は不適切である。起債にあたっては、地方財政法第五条等の趣旨からみて真の適債事業であるかどうか、本当に地方債を財源としなければならないかどうか、元利償還金が自治体にとっての義務的経費として、将来の歳出予算を拘束することとなるため、その償還費が後年度の財政運営の健全性を損なうこととならないかどうか等に留意の上、慎重に判断してほしい。地方債は、健全な財政運営に基づいて適切に発行すれば、地域住民への安定的な行政サービスの提供等に大きく寄与するものであるといえるので、今後とも上手く活用してもらえたらと思う。

#### 【参考資料】

(株)ぎょうせい『事業別地方債実務ハンドブック 令和二年度版』二〇二〇  
(株)ぎょうせい『これだけは押さえておきた

い！自治体の資金調達・運用の基礎知識』二〇一五

総務省資料・HP

(一財)地方債協会『地方債二〇二〇年四月号』  
(一財)地方財務協会『令和二年度 地方債のあらまし』

# 新型コロナウイルス感染症の影響による 地方公共団体の資金繰りへの対応について

市町村課主事（企画財政担当） 吉田 海 佑

## はじめに

今般の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、地方税収や公営企業の料金収入などに様々な影響が生じることが想定される。このような状況を踏まえ、本稿では、令和二年四月三十日に施行された地方税法に基づく地方税の徴収猶予に伴い生じる一時的な減収に対応するほか、創設された猶予特例債について解説するほか、地方公共団体の年度内の資金繰り対策として講じる措置について概要を述べる。

なお、本稿の内容は執筆時点（令和二年九月一日）のものである点、ご留意いただきたい。

## 猶予特例債の発行について

### 1 概要

新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、地方税においても、無担保かつ延滞金なしで一年間徴収を猶予できる特例が創設された。この制度は、基本的に全ての税目が対象とされ、令和二年二月一日から一年以内に納期限が到来する地方税について適用されている。この地方税法に基づく地方税の徴収猶予に伴い生じる一時的な減収に対応するため、地方財政法の特例として、猶予相当額について起債することができる猶予特例債が創設された。

### 2 対象年度及び対象団体

起債対象年度は、地方税法に基づく猶予特例の期限と同じ令和二年度であるが、地方消費税及び特別法人事業譲与税については、地方公共団体の交付・譲与の時期のズレにより、猶予特例の期限である令和三年一月の猶予額に係る減収の影響がある令和三年度までとしている。対象団体は、都道府県及び市町村となっており、交付団体・不交付団体を問わない。

### 3 償還年限

償還年限は、納税されるまでの間とし、一年以内としている。なお、財政融資資金についても、猶予額の納税後に償還することを想定し、満期一括償還としている。

### 4 財政措置

一時的な減収に対する資金手当としての観点から、充当率は100%（元利償還金に対する交付税措置はなし）としている。

### 5 資金

資金については原則として、市町村（指定都市を除く）に対して財政融資資金を優先的に配分することとしている。

なお、各市町村の予算書に計上する際には、地方債の償還方法は「元利均等又は元金均等償還」等と記載するケースが多いと考えられるが、財政融資資金の償還方法は「満期一括償還」に限られることから、予算書の記載について注意する必要がある。

### 6 起債対象額

猶予特例の減収額（年度を超えて行う猶予に伴う減収額）を勘案して総務省令で定めるところにより算定した額の範囲内で、地方債を起すことができる。

市町村税の徴収猶予額（※1）については、次のとおりとなっている。

- ・道府県税の市町村への税交付に係る猶予相当額
- ・市町村税の都道府県への税交付金に係る猶予相当額（※2）
- ・地方消費税交付金及び地方譲与税に係る猶予相当額

※1…地方税法附則第五九条第一項に規定する徴収猶予額（原則全ての税目。証紙徴収による地方税を除く。）なお、市町村が徴収を行う個人の道府県民税を含まない。

※2…市町村たばこ税都道府県交付金

起債対象額の算定に当たっては、地方公共団体において可能な限り簡素な猶予額の把握方法とすることや、年度途中の資金繰りの観点から地方公共団体の必要な時期に起債

できるだけよう配慮し、原則、起債協議等の時点で既に猶予を行った額の範囲内で起債できることとしている。また、地方公共団体自ら把握でき

### ① 猶予特例債

○ イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して多くの事業者の収入が急減しているという現下の状況を踏まえ、地方税においても、無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収猶予を適用できる特例を創設（4月30日地方税法改正関連法案が国会で可決）

※ 基本的に全ての税目が対象（証紙徴収による地方税は除く）。  
 ※ 本特例は、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する地方税について適用する。その際、施行日前に納期限が到来している地方税についても遡及して適用できることとする。

#### 【徴収猶予の概要】

現 状（財産の損失が生じていない場合）	特 例
○ 事業につき著しい損失を受けた場合で、一時に納付・納入することができないと認められるときに、徴収を猶予。	○ 令和2年2月から納期限までの一定の期間（1か月以上）において収入が大幅に減少（※）した場合について徴収を猶予。 ※ 前年同期比概ね20%以上の減 ※ 一時に納付・納入が困難と認められる場合に適用
○ 原則として、担保の提供が必要。 ○ 延滞金は軽減（年1.6%）。	○ 担保は不要。 ○ 延滞金は免除。

地方税法に基づく地方税の徴収猶予に伴い生じる一時的な減収に対応するため、**猶予特例債を創設**（4月30日地方財政法関連法案が国会で可決）

#### 【猶予特例債の概要】

- 1 対象団体  
都道府県・市町村（交付団体・不交付団体を問わない）
- 2 対象額  
地方税法に基づく徴収猶予の特例制度による年度を超えた徴収猶予相当額
- 3 地方債の位置付け  
建設事業債以外にも充当できる特例債として措置（地方財政法を改正し、附則に根拠規定を創設）
- 4 償還年限  
納税されるまでの間（1年）
- 5 財政措置  
充当率：100% 元利償還金に対する交付税措置：なし（一時的な減収であるため）

（図1：総務省自治財政局地方債課作成資料より）

ない地方消費税及び地方譲与税（特別法人事業譲与税を除く。）に係る猶予相当額については、総務省が年末に税務当局から地方消費税及び国税に係る猶予相当額の提供を受け、原則として地方消費税の精算基準、地方譲与税の譲与基準の例により各都道府県・市町村の年間猶予見込額を算出することとしている。

### 減収補填債の公的資金の確保

地方税の大幅な減収に対応する「減収補填債」について、従来は民間資金での対応としていたが、一般市町村分については地方公共団体金融機構資金を極力確保することとした。

### 公営企業における特別減収対策 企業債の発行

公営企業で生じる資金不足は、通常は地方債の対象とされていないが、交通、病院などにおける新型コロナウイルス感染症に伴う減収による資金不足については、特例的に地方債（特別減収対策企業債）を発行できるとし、利子について特別交付税措置（償還利子の1/2の額を一般会計から繰出し、その八割を特別交付税措置）することとしている。



地方債の早期発行を可能とする  
手続きの弾力化

地方債の総務省への協議手続きについては、

### ②減収補填債

減収補填債の概要	
1. 趣旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 普通交付税の<b>基準財政収入額</b>については、<b>課税実績に上振れや下振れ</b>が生じた場合、<b>原則精算は行わない</b>が、景気の変動等による<b>年度ごとの税収額の変動が大きい一部の税目</b>については、<b>上振れ下振れいずれの場合も</b>、翌年度以降の<b>普通交付税の算定において精算</b>を行っている。</li> <li>○ 課税実績が下振れした場合、当該年度の資金を確保する観点から、普通交付税の精算に代えて、<b>減収を補填するための特別の地方債（減収補填債）の発行を可能</b>としている。（地方財政法附則第33条の5の3）</li> </ul>
2. 対象税目	住民税の法人税割・利子割・利子割交付金、法人事業税・法人事業税交付金、特別法人事業譲与税
3. 充当率	100%
4. 元利償還金に対する交付税措置率	75%

（図2：総務省自治財政局地方債課作成資料より）

地方債協議制度の簡素化

地方債協議制度については、同意等予定額通

知の範囲内で行われる協議等について、同意・

令和元年度までは、原則、年二回（一次協議、二次協議）の同意等協議の機会を設けていたが、新型コロナウイルス感染症の影響による年度内の資金繰りへの対応が必要なことから、地方公共団体の資金ニーズが多い十月・十一月に対応し、タイムリーな起債発行を可能とするため、地方債の協議手続きを早期かつ柔軟に行うこととしている。

具体的には、一次協議、二次協議ともに前倒しし、それぞれ七月、二月に同意することを予定していることに加え、新たに九月に臨時協議を実施することとしている。九月臨時協議では、従来、減収額が見込める二次協議で対応していた減収補填債等についても協議を受け付けることとしている。

許可を行う簡易協議等手続を行ってきたところであるが、業務効率化の観点から、今年度から同意等予定額通知を廃止することとしている。これにより、例年であれば、県より同意等予定額通知を发出した後に起債協議書を提出していたが、見直しに伴い、先に県へ協議を行う流れとなる。

おわりに

令和二年度の起債運営を始めとした地方公共団体の資金繰りについては、新型コロナウイルス感染症の影響により例年とは異なる団体が多いため、適切に対応を行うことが必要と考える。

〈参考文献〉

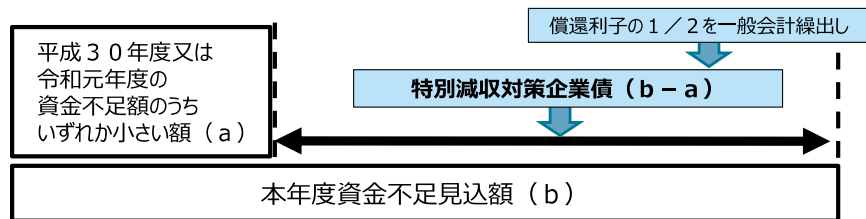
- ・ 地方財政 二〇二〇・七月 ぎょうせい
- ・ 地方財務 二〇二〇・六月 地方財務協会
- ・ 地方債 二〇二〇・六月 地方債協会
- ・ 市町村への地方債情報 二〇二〇・六月 地方債協会

#### ④ 公営企業における特別減収対策企業債の発行

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための取組に伴う利用者の減少等により、公営企業において大幅な収入減が発生していることから、交通、病院など住民生活に不可欠な公営企業の資金繰りを円滑にするため、平成28年熊本地震と同様の資金手当措置を講じる。

<措置の内容>

- 新型コロナウイルス感染症により資金不足額が発生又は拡大する公営企業は、当該不足額について資金手当に係る企業債が発行できる（特別減収対策企業債）。
- 発行済の特別減収対策企業債の償還利子の1/2の額を一般会計から繰出し。  
なお、当該繰出しには特別交付税措置（措置率0.8）を講じる。
- 償還年限は15年以内

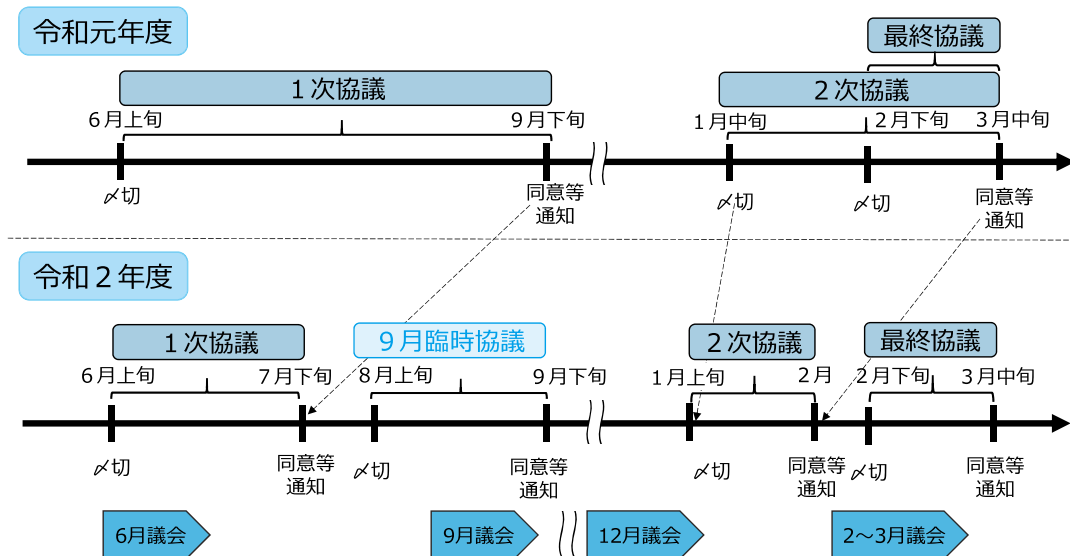


※ 年度途中においても、その時点に把握できる資金不足見込額により発行できるよう、今月中に、同意等基準、同意等基準運用要綱等を改正するとともに新型コロナウイルス感染症に係る繰出基準通知（副大臣通知）を发出予定

（図3：総務省自治財政局地方債課作成資料より）

#### ⑤ 地方債の早期発行を可能とする手続きの弾力化

- タイムリーに地方債発行ができるよう、総務省への同意協議手続きを早期かつ柔軟に行うことにより、地方議会（通常6月、9月、12月、2～3月の4回開催）の議決後すぐに発行が可能となるようにする。



（図4：総務省自治財政局地方債課作成資料より）

# 地方財政計画と市町村普通会計当初予算の概要について

市町村課主事（企画財政担当） 岩野将大

## はじめに

福祉、学校教育、消防、道路や河川等の社会基盤の整備を始めとした国民生活に密接に関連する行政はその多くが地方公共団体の手で実施されており、地方財政は国の財政と並ぶ車の両輪として、極めて重要な地位を占めている。

そのような状況のなか、全国に約一、七〇〇存在する地方公共団体の財政の総体である地方財政の現状について目を向けると、その多くは財政力の弱い市町村である。地方財政の財源不足は、地方税収等の落込みや減税等により平成六年度以降急激に拡大し、平成二十二年度には過去最大の一八・二兆円に達した。令和二年度は消費税率引上げに伴う地方税収入の増加が見込まれるものの、通常収支にかかる財源不足は四・五兆円となり、依然として大幅な不足となっている。

以上のように地方公共団体の財政を取り巻く状況は厳しいものである一方、今後も、地方分権改革の推進や少子高齢社会に向けた介護・医療・子育て支援など地方公共団体が担うべき役割に即した地方財源の確保がますます重要となっている。

本稿では地方団体の毎年度の財政運営の指針としての役割をもつ、地方財政計画について概観し、併せて徳島県内の市町村普通会計当初予算の状況について触れていきたい。

なお、本稿においては、今年度を表す場合には、参考文献に記載されている場合等を除き、令和二年度と記載する。

## 地方財政計画について

地方財政計画は、地方交付税法第七条の規定に基づき作成される地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類であり、国会に提出するとともに、一般に公表するものである。

地方財政計画の役割は、(1) 国家財政・国民経済等との整合性の確保、(2) 地方団体が標準的な行政水準を確保できるよう、地方財源を保障、(3) 地方団体の毎年度の財政運営の指針の三点であるとされている。

また、地方財政計画の特色としては、地方公共団体の当該年度における実際の収支見込額を計上するものではないことのほか、普通会計の純計、単年度の収支、歳出は性質別分類、決算とは異なるといったことが挙げられる。地方財政計画は、これらの特色をよく理解したうえで、読み解くことが重要である。

国の予算編成作業との関係で言えば、地方財政計画の作成を並行して進め、その過程において翌年度の地方財政収支が見込まれ、両者を突き合わせて財源不足が生じた場合、均衡するように財源対策（地方財政対策）が行われる。具体的には、地方債の増発や地方交付税の増額の財政措置が講じられ、これらを踏まえた地方財政計画の策定により、地方交付税総額が決定される。

## 令和二年度地方財政計画のポイント

今年度の地方財政計画の通常収支分におけるポイントは以下のとおりである。



- (1) 一般財源総額の確保
  - ・一般財源総額について、前年度を〇・七兆円上回る六三・四兆円を確保
  - ・地方交付税総額について前年度を〇・四兆円上回る一六・六兆円を確保するとともに、臨時財政対策債を前年度から抑制

- (2) 偏在是正財源を活用した歳出の計上
  - ・地方法人課税の偏在是正措置による財源を活用して、地方団体が地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むため、新たに「地域社会再生事業費」を〇・四兆円計上

- (3) 防災・減災対策の推進
  - ・地方団体が単独事業として実施する河川等の浚渫を推進するため、新たに「緊急浚渫推進事業費」を〇・一兆円計上
  - ・災害防止・国土保全機能強化などの観点から、森林整備を一層推進するため、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を五年間で二、三〇〇億円活用し、令和二年度は森林環境譲与税を四〇〇億円確保（前年度の二〇〇億円から倍増）するとともに、特別会計借入金を一〇〇億円償還
  - ・都道府県等が技術職員の増員を図り、技術職員不足の市町村を支援するとともに、大規模災害時の中長期派遣要員を確保するための経費に対して地方財政措置

【資料1】

市町村普通会計当初予算の規模

(単位：千円)

団体名	令和2年度 A	令和元年度 B	増減率(%) (A/B-1)	備考
徳島市	101,755,770	100,627,041	1.1	(注)
鳴門市	24,645,700	24,225,679	1.7	
小松島市	16,179,530	17,148,064	△ 5.6	
阿南市	31,896,243	32,781,062	△ 2.7	
吉野川市	20,294,000	23,455,900	△ 13.5	
阿波市	19,247,123	21,243,761	△ 9.4	
美馬市	19,232,844	19,431,848	△ 1.0	(注)
三好市	25,596,961	24,807,193	3.2	
勝浦町	4,313,591	3,841,919	12.3	
上勝町	2,941,701	3,006,921	△ 2.2	
佐那河内村	3,593,000	3,530,000	1.8	
石井町	10,318,965	8,673,884	19.0	
神山町	5,554,000	4,457,000	24.6	
那賀町	9,731,800	11,735,000	△ 17.1	
牟岐町	2,790,004	3,184,701	△ 12.4	
美波町	6,451,480	6,820,920	△ 5.4	
海陽町	6,837,749	7,070,849	△ 3.3	
松茂町	7,286,577	6,194,480	17.6	
北島町	7,820,000	7,146,000	9.4	
藍住町	11,200,000	11,000,000	1.8	
板野町	5,850,962	6,771,369	△ 13.6	
上板町	4,972,551	4,722,935	5.3	
つるぎ町	7,611,002	7,673,002	△ 0.8	
東みよし町	8,087,335	7,425,039	8.9	
市計	258,848,171	263,720,548	△ 1.8	
町村計	105,360,717	103,254,019	2.0	
市町村計	364,208,888	366,974,567	△ 0.8	

(注) 令和2年度当初予算を骨格予算とした団体については、通年予算編成後の額に置き直している。

令和二年度市町村普通会計当初予算について

①概況とポイント

徳島県内市町村の令和二年度当初予算の規模

- (4) 地方財政の健全化
  - ・臨時財政対策債を、前年度から〇・一兆円抑制（①三・三兆円→②三・一兆円）するとともに、令和二年度末残高見込みは〇・五兆円縮減（①五三・八兆円→②五三・三兆円）

は、三、六四二億九千万円で、前年度当初予算に比べ二七億六千万円の減少となっており、三年ぶりの減であった。前年度からの伸び率は△〇・八%であり、地方財政計画における通常収支分の伸び率である一・三%を一・一ポイント下回っている。団体別に見ると、前年度から増加したのは十二団体、減少したのは十二団体となっている。

なお、県内市町村の当初予算の規模については【資料1】の内容でホームページで公表している。

② 歳入の状況

自主財源の根幹である市町村税は、法人住民税の減収見込みが主な要因となり、九八四億八六百万円と対前年度比〇・八％の減少となっている。なお、歳入全体に占める割合は二七・〇％と、前年度と同じ割合となっている。

地方行政の計画的な運営を保障するとともに、地方団体の財源の均衡化の機能を持つ地方交付税は、国の総額が四、〇七三億円の増（二・五％）となったことに伴い、前年度に比べて一六億三百万円（二・〇％）増加しており、歳入全体に占める割合は二二・七％と、前年度より〇・七ポイントの増加となっている。なお、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な地方交付税総額は、臨時財政対策債が四億七五百万円（△四・九％）減少しているが、総額では一億二八百万円（一・二％）の増加となっている。

その他の科目では、国庫支出金は、社会資本整備総合交付金の減少などにより、五億九四百万円（△一・一％）の減少となっており、臨時財政対策債を除く地方債は、合併特例債の減少などにより、前年度に比べ一〇億二〇百万円（△三・六％）の減少となっている。

③ 歳出の状況

歳出のうち、その支出が義務づけられており任意に節減できない経費である義務的経費については、元利償還金の減少による公債費が減少（△〇・八％）する一方で、会計年度任用職員制度の開始などに伴う人件費の増加（一四・八％）、子育てや介護に対する給付費など扶助

【資料 2】

市町村普通会計当初予算 【歳入歳出項目別比較表】

(単位: 百万円)

区 分	歳 入					区 分	歳 出【性質別】				
	令和2年度 当初予算額 A	構成比 (%)	令和元年度 当初予算額 B	構成比 (%)	伸び率 A/B-1 (%)		令和2年度 当初予算額 A	構成比 (%)	令和元年度 当初予算額 B	構成比 (%)	伸び率 A/B-1 (%)
1 市町村税	98,486	27.0	99,261	27.0	△ 0.8	1 人件費	74,034	20.3	64,499	17.6	14.8
2 分担金・負担金	2,007	0.6	2,219	0.6	△ 9.6	(1) 議員・委員等報酬特別職給与	6,473	1.8	5,830	1.6	11.0
3 使用料・手数料	5,638	1.5	6,245	1.7	△ 9.7	(2) 職員給	46,869	12.9	43,393	11.8	8.0
4 財産収入	862	0.2	686	0.2	25.7	(3) その他	20,692	5.7	15,278	4.2	35.4
5 寄附金	1,126	0.3	942	0.3	19.5	2 扶助費	75,541	20.7	75,097	20.5	0.6
6 繰入金	26,561	7.3	28,455	7.8	△ 6.7	3 公債費	38,853	10.7	39,170	10.7	△ 0.8
7 繰越金	2,142	0.6	2,113	0.6	1.4	義務的経費計(1-3)	188,428	51.7	178,766	48.7	5.4
8 諸収入	7,042	1.9	8,126	2.2	△ 13.3	4 普通建設事業費	41,112	11.3	46,797	12.8	△ 12.1
自主財源計(1-8)	143,864	39.5	148,047	40.3	△ 2.8	(1) 補助事業費	16,069	4.4	19,423	5.3	△ 17.3
9 地方譲与税	3,562	1.0	3,326	0.9	7.1	(2) 単独事業費	25,043	6.9	27,374	7.5	△ 8.5
10 ゴルフ場利用税交付金	151	0.0	155	0.0	△ 2.6	5 災害復旧事業費	1,699	0.5	2,733	0.7	△ 37.8
11 特別地方消費税交付金	0	0.0	0	0.0	-	6 失業対策事業費	0	0.0	0	0.0	-
12 利子割交付金	77	0.0	196	0.1	△ 60.7	投資的経費計(4-6)	42,811	11.8	49,530	13.5	△ 13.6
13 配当割交付金	604	0.2	640	0.2	△ 5.6	7 物件費	49,477	13.6	56,156	15.3	△ 11.9
14 株式等譲渡所得割交付金	364	0.1	644	0.2	△ 43.5	8 維持補修費	3,576	1.0	3,731	1.0	△ 4.2
15 環境性能割交付金	258	0.1	414	0.1	△ 37.7	9 補助費等	35,248	9.7	31,504	8.6	11.9
16 地方特例交付金	402	0.1	1,497	0.4	△ 73.1	10 積立金	1,509	0.4	2,107	0.6	△ 28.4
17 法人事業税交付金	745	0.2	-	-	皆増	11 投資及び出資金貸付金	3,546	1.0	3,377	0.9	5.0
18 地方交付税	82,507	22.7	80,904	22.0	2.0	12 繰出金	38,972	10.7	41,132	11.2	△ 5.3
(1) 普通交付税	75,970	20.9	74,570	20.3	1.9	13 前年度繰上充用金	159	0.0	207	0.1	△ 23.2
(2) 特別交付税	6,537	1.8	6,334	1.7	3.2	14 予備費	483	0.1	465	0.1	3.9
19 交通安全対策特別交付金	114	0.0	131	0.0	△ 13.0	その他経費計(7-14)	132,970	36.5	138,679	37.8	△ 4.1
20 国有提供施設等所在市町村助成交付金	235	0.1	237	0.1	△ 0.8						
21 地方消費税交付金	15,444	4.2	12,822	3.5	20.4						
22 国庫支出金	51,760	14.2	52,354	14.3	△ 1.1						
23 県支出金	27,309	7.5	27,300	7.4	0.0						
24 地方債	36,813	10.1	38,308	10.4	△ 3.9						
うち臨時財政対策債	9,155	2.5	9,630	2.6	△ 4.9						
依存財源計(9-24)	220,345	60.5	218,928	59.7	0.6						
合 計	364,209	100.0	366,975	100.0	△ 0.8	合 計	364,209	100.0	366,975	100.0	△ 0.8

(注1) 表示単位未満を端数処理しているため、計・構成比が一致しないことがある。  
 (注2) 当初予算額は、通年ベースの額に置き直している。  
 (注3) 予算額には借換債に係る歳入歳出額を含めていない。  
 (注4) 自動車取得税交付金は、環境性能割交付金に合算して集計している。

【資料3】

市町村普通会計当初予算 【目的別歳出比較表】

(市町村計) (単位：百万円)

区分	令和2年度当初予算額		令和元年度当初予算額		伸び率 A/B-1(%)
	総額 A	構成比	総額 B	構成比	
議会費	3,176	0.9	3,180	0.9	△ 0.1
総務費	43,945	12.1	46,327	12.6	△ 5.1
民生費	138,514	38.0	136,554	37.2	1.4
衛生費	34,868	9.6	34,634	9.4	0.7
労働費	146	0.0	149	0.0	△ 2.0
農林水産業費	11,878	3.3	12,204	3.3	△ 2.7
商工費	5,308	1.5	6,391	1.7	△ 16.9
土木費	33,749	9.3	38,295	10.4	△ 11.9
消防費	14,843	4.1	13,562	3.7	9.4
教育費	36,041	9.9	32,541	8.9	10.8
災害復旧費	1,704	0.5	2,733	0.7	△ 37.7
公債費	38,853	10.7	39,170	10.7	△ 0.8
諸支出金	542	0.1	563	0.2	△ 3.7
繰上充用金	159	0.0	207	0.1	△ 23.2
予備費	483	0.1	465	0.1	3.9
合計	364,209	100.0	366,975	100.0	△ 0.8

(注1) 端数処理の関係上、計・構成比が一致しないことがある。

(注2) 当初予算額は、通年ベースの額に置き直している。

費の増加(〇・六%)により、前年度に比べ九六億六二百万円の増加(五・四%)となっている。その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費である投資的経費については、普通建設事業費において、子育て支援施設や高齢者福祉施設などの整備の進捗により補助事業費が減少(△一七・三%)するとともに、庁舎や交流拠点施設、防災施設などの整備の進捗に伴い単独事業費も減少(△八・五%)した結果、前年度に比べ六七億一九百万円の減少(△一三・六%)となっている。

その他の経費については、会計年度任用職員制度の開始に伴い歳出区分が人件費に変更となったことなどによる物件費の減少(△一・九%)、公共施設の修繕対応の進捗による維持補修費の減少(△四・二%)、繰上金の減少(△五・三%)などにより、前年度に比べて五七億九百万円の減少(△四・一%)となっている。

おわりに

ここまで地方財政計画の概要と徳島県内市町村の令和二年度普通会計当初予算について触れ

てきた。内容を振り返ると、本県市町村の令和二年度当初予算は、大型の普通建設事業の終了などにより総額では前年度から減少したものの、引き続き地方創生の推進に向け、まちづくりや子育て環境の充実、防災・減災対策などに積極的に取り組むものとなっている一方、市町村財政は、社会保障施策に要する経費の増加に伴い、扶助費が増加するなど、依然として厳しい状況が続いている。

また、令和三年度の地方財政計画についても八月の仮算定、年末の地方財政対策の決定を経て、例年であれば一月には国会に提出される予定である。地方財政計画には、市町村財政を適切に運営していくうえで重要となる様々な内容が盛り込まれている。

市町村におかれては、国の地方財政対策の動向を十分注視されるとともに、引き続き、地方財政対策の充実と将来を見据えた行財政改革への取組によって、財政構造の弾力化を一層推進し、「人口減少」「災害列島」など、直面する行政課題に的確かつ迅速に対応していくことが求められている。

参考資料

- ・令和二年度地方交付税のあらまし(一般財団法人地方財務協会)
- ・令和二年度地方財政計画のポイント(総務省自治財政局)



# マイナポイント事業と 県版プレミアムポイント事業について

Society5.0 推進課主事（情報企画担当） 中 川 健 人

はじめに

近年、IoT（モノのインターネット化）、ロボット、AI、ビッグデータといった社会の在り方に影響を及ぼす新たな技術が進展しており、我が国は、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題先進国として、これら先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会である Society 5.0 の実現を目指している。

Society5.0 時代には流通・交通・個人の健康状況など様々な情報がデータ化し、ネットワークでつなげて利用することが可能となる。本人確認においても電子的なツールが求められ、オンライン上でも利用者の証明が可能なマイナンバーカードの必要性はより増していくものといえる。

マイナンバーカードを普及させ、マイナンバー制度のメリットをより実感していただけるデジタル社会を実現するためには、マイナンバーカードの利便性の向上を図るとともに、行政の利便性向上・運用効率化等に向けて、マイナンバーの活用シーンを拡大、保有メリットを向上させる必要がある。

## マイナンバーカードの普及等の取組について

デジタル・ガバメント関係会議（第6回）（令和元年12月20日）会議資料

**6月** 「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」を決定（※第4回会議）  
マイナンバーカードを基盤とした安全・安心で利便性の高いデジタル社会と公平で効率的な行政の構築を目指す

**9月** マイナンバーカードの普及等に関する全体スケジュールや取組方針等を了承（※第5回会議）

### 全体スケジュール

マイナンバーカード交付枚数（想定）		マイナンバーカードを活用した消費活性化策に向けて	マイナンバーカードの健康保険証としての医療機関等の利用環境整備（抜粋）	
2020年7月末	3000～4000万枚	マイナンバーカードを活用した消費活性化策に向けて	2020年8月	詳細な仕様確定、各ベンダのソフト開発を受け、医療機関等におけるシステム整備開始
2021年3月末	6000～7000万枚	健康保険証利用の運用開始時	2021年3月末	健康保険証利用の本格運用 医療機関等の6割程度での導入を目指す
2022年3月末	9000～10000万枚	医療機関等のシステム改修概成見込み時	2022年3月末	2022年診療報酬改定に伴うシステム改修時 医療機関等の9割程度での導入を目指す
2023年3月末	ほとんどの住民がカードを保有		2023年3月末	概ね全ての医療機関等での導入を目指す

### 取組方針等

- マイナポイントを活用した消費活性化策（令和2年度に実施）**  
一定金額を前払い等した者に対して、「マイナポイント」を国費で付与
- マイナンバーカードの健康保険証利用（令和3年3月から開始）**  
「医療機関等のシステム整備の工程表・保険証利用の移行スケジュール（案）」、「各保険者における被保険者のマイナンバーカード取得促進策」を示す
- 国家公務員・地方公務員等の取得の推進**  
国家公務員や地方公務員等による本年度中のマイナンバーカードの取得を推進
- 市区町村の交付円滑化計画**  
カードの交付枚数想定を踏まえ、市区町村において交付円滑化計画を策定（9月上旬に策定依頼通知を发出）
- 全業所管官庁等を通じた計画的な取組**  
関係業界団体等にカードの普及と健康保険証利用について要請
- マイナンバーカードの普及に向けた広報**  
様々な媒体を活用し、カードのメリットや安全性を積極的に広報

**9月以降** 各省庁、地方公共団体、関係機関等、民間事業者等それぞれにおいて、緊密に連携しつつ、マイナンバーカードの普及等の取組を推進

第七回デジタル・ガバメント関係会議（令和二年六月五日）において決定された「マイナンバーカード及びマイナンバーの利活用の促進について」や、令和元年六月二十一日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」、令和元年十二月五日に閣議決定された「安

心と成長の未来を拓く総合経済対策」において、マイナバーカードを活用した消費活性化策である「マイナポイント事業」や、令和三年三月から「マイナバーカードの健康保険証利用の仕組み」を本格運用すること、令和五年三月には概ねすべての医療機関で保険証利用システムを導入し、ほとんどの国民がマイナバーを保有していることを想定することが示された。

本年度はマイナバーカードの利活用シーンが大きく変わる年であり、本稿は中でも九月から開始された「マイナポイント事業」と、「マイナポイントに県独自で更に乗せを行う」「徳島県版プレミアムポイント事業」について紹介するものである。

## マイナポイント事業について

マイナポイント事業とは、マイナバーカードを使って予約・申込を行い、選んだキャッシュレス決済サービスでチャージ（前払い）や買い物をする、そのサービスで、利用金額の二五百分のポイント（一人あたり五千円分が上限）が付与される、マイナバーカードを活用した消費活性化策のことである。

マイナポイント事業は①消費税率引上げに伴う需要変動の平準化策として消費の活性化を図ると同時に、②マイナバーカードの普及促進、③官民キャッシュレス決済基盤の構築という三つを目的としたもので、それぞれの目的の内容については次のとおりである。

### ①消費の活性化

マイナポイント事業は、二万円のチャージ又は買い物をする、五千円のポイントが付与されるもので、この五千円のポイントを国費で補助し、合わせて二万五千円の消費につなげようとするものである。昨年十月に消費税率が一〇％に引き上げられたことに伴い、「所得の少ない方、小さな乳幼児のいる子育て世帯向けのプレミアム付商品券」「キャッシュレス決済に対するポイント還元制度」という二つの消費活性化策が展開された。令和二年六月まで続いたポイント還元制度の終了後、マイナポイント事業は第三の消費活性化策として位置づけられ、消費税率引上げに伴う需要変動の平準化の役割が求められている。

### ②マイナバーカードの普及

マイナポイント事業は、マイナバーカードの取得が前提となっており、マイナポイントによる消費活性化策は、マイナバーカードの普及につながる事が期待される。

第五回デジタル・ガバメント閣僚会議（令和元年九月三日）において決定された「マイナバーカードの普及等に関する全体スケジュールや取組方針等」では、マイナバーカードの交付枚数については、健康保険利用の運用が開始される令和三年三月末時点で六〇七千万枚、令和五年三月末にはほとんどの国民がカードを所有すると想定している。

マイナバーカードは平成二十八年一月から交付が始まり、令和二年八月末現在では全国で

約二、四六四万人に交付されており、これは人口比にすると約一九・四％である。徳島県においては約一二万人に交付され、人口比にして約一六・五％と全国水準を下回っているところであり、後述するマイナポイントによる消費活性化策に絡めた県独自の上乗せ事業「徳島県版プレミアムポイント事業」などで更なるマイナバーカード普及の促進を図っている。

### ③キャッシュレス決済の基盤構築

新型コロナウイルス感染症の流行を受け、オンライン決済の増加や、実店舗でも現金の手渡しという従業員と顧客の接触機会を低減するという観点から、非接触型を中心としたキャッシュレス決済に注目が集まっている。

キャッシュレス推進協議会がまとめた「キャッシュレス・ロードマップ2020」によると、二〇一七年のキャッシュレス決済比率の国際比較において、日本のキャッシュレス決済比率は二一・四％であり、韓国（九七・七％）、カナダ（六二・一％）、オーストラリア（五九・九％）、アメリカ（四五・五％）などと比べると依然として低い水準にあり、キャッシュレス社会の実現に向けて引き続き国や業界が一体となって取り組む必要があるといえる。

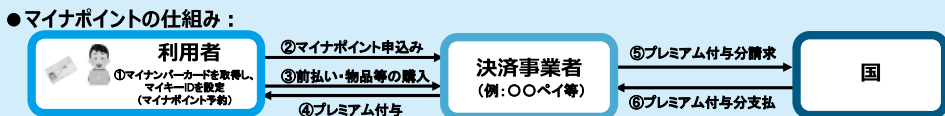
マイナポイント事業は、その取組の一つとして、民間のキャッシュレス決済基盤を活用し、さらなるキャッシュレス決済の拡大を図るものである。また、このマイナポイント事業のため構築したインフラの利用を自治体サービスへも拡張するといった検討も進められている。

### マイナポイントによる消費活性化策について

マイナンバーカードの普及やキャッシュレス決済の拡大を図りつつ、個人消費を下支えする  
 (「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」(令和元年12月5日閣議決定))

#### 制度概要

- **マイナポイントの利用が可能なる者：**  
 マイナンバーカードを取得し、かつ、マイキーIDを設定(マイナポイント予約)した者(4,000万人)
- **国庫補助：**キャッシュレス決済事業者に対して、利用者に付与したポイント等に相当する額を国が補助
- **マイナポイント利用上限：**5,000ポイント(2万円分の前払い等) ※1ポイント=1円相当
- **プレミアム率：**25% ※小口での前払い等も可能
- **事業実施期間：**令和2年9月～令和3年3月までの7カ月間(前払い又は物品等の購入が行われる期間)
- **令和2年度予算：**2,478億円 ● **令和元年度補正予算：**21億円



#### 取組状況

- **キャッシュレス決済事業者の登録：**118サービス※を登録済(7/1時点) ※電子マネー、QRコード、クレジットカード 他
- **マイナポイント予約・申込み支援：**
  - ・11事業者に支援用の端末(パソコン、マルチメディア端末等)を常設予定(約90,000拠点)
  - ・1,687市区町村が支援計画を策定し、1,508市区町村が支援実施(5月実績)

マイナポイント予約・申込については、自宅等で自ら行うことができる一方、端末等の機器やソフトのインストール等一定のICTリテラシーが必要であり、四、〇〇〇万人という多数の国民に幅広く利用されるためには支援が必要である。国が想定する支援取組は次のとおり。

- ① 登録決済事業者によるマイナポイント予約・申込支援の取組
- ② 店舗独自のマイナポイント予約・申込支援(自社サービス誘導等)
- ③ 自治体によるマイナポイント予約・申込支援の取組

(1) 国によるマイナポイント予約・申込支援の取組

- ① 民間事業者への委託事業(マイナポイント予約・申込支援用端末の常設設置)
- ② 全国各地での大型イベントの開催(※十月以降に延期。状況を見つつ実施。)

・開催場所の所在自治体に対し、広報協力や可能な範囲でのマイナンバーカードの出張申請受付ブースの設置等の協力をお願いする場合があるとのこと。

(2) 自治体によるマイナポイント予約・申込支援の取組

- ① 新規に交付するマイナンバーカード数の概ね五〇%に対応できるようにマイナポイント予約・申込支援体制を整えることを想定した、支援計画を策定
- ② マイナンバーカード交付からマイナポイント予約・申込までを一連の流れで行えるよう支援体制を整備

### 徳島県版プレミアムポイント事業について

徳島県版プレミアムポイント事業は、県内のマイナンバーカードの取得を一層促進するとともに、W I T H コロナ時代における「スマートライフの実践」と「県内経済の活性化」を図るため、マイナポイント事業に呼応し、徳島県独自のポイントを上乗せ付与する取組である。

令和二年度六月補正予算として七億五、〇〇〇万円が計上され、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生を図ることを目的とした「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」が活用されている。

マイナポイント事業については、各地方公共団体が、各決済事業者と提携して、独自にポイントを上乗せするなど取組を実施することも可能であり、県版プレミアムポイント事業はその仕組みを活用している。

具体的には、徳島県版プレミアムポイントに対応したキャッシュレス決済サービスで「マイナポイントの申込み」を行い、選択した決済サービ

	プレミアム率	ポイント上限
マイナポイント事業	前払い額又は利用額の25%	最大5,000円分
県版プレミアムポイント事業	前払い額又は利用額の30%	最大3,000円分



徳島県内にお住まいのみなさまへ

マイナンバーカードで  
**マイナポイント**

マイナンバーカード×キャッシュレス決済  
徳島県独自のプレミアムポイント事業により  
県内でのご利用でさらに上乗せ

**上限 8,000円分  
もらえます!**

(マイナポイント最大5,000円分+徳島県版プレミアムポイント最大3,000円分)

**徳島県版プレミアムポイント事業**

マイナンバーカードを取得して、「マイナポイントの予約・申込み」を行い、選択したキャッシュレス決済サービスでチャージやお買い物をするポイントが付与されるのが「マイナポイント」の仕組みです。

▼詳細はコチラ

令和2年9月から国が実施する「マイナポイント」(チャージ額又は利用額の25%、最大5,000円分)に加え、徳島県内の対象店舗でのご利用に対して、「徳島県版プレミアムポイント」(利用額の30%、最大3,000円分※)を上乗せします!  
※1決済あたり及び期間中の上限額です。

**実施期間**

令和2年9月～令和3年2月28日(日)  
※国のマイナポイントは令和2年9月～令和3年3月31日

対象となるキャッシュレス決済サービス

PayPay

R Pay

Edy

WAON

Co-GCa  
(コジカ)

ゆめか

d払い

ポイントの取得方法はウラ面をご覧ください▶▶▶

(参考) 徳島県版プレミアムポイント事業広報リーフレット

スで徳島県内の対象店舗で購入等することで最大三、〇〇〇円分のポイントが、県独自に上乗せして付与される。最大で五、〇〇〇円分のポイントが付与されるマイナポイント事業と併せて八、〇〇〇円分のポイントが付与されることとなる。

当事業もテレビコマーシャルや新聞、チラシ等でマイナポイント事業とともに次第に認識されてきたところだが、今後も広報活動を続け、より多くの県民に利用していただくことで今後さらなる県内消費の活性化とキャッシュレス化の推進、そしてマイナンバーカードの普及に努めていきたい。

おわりに

令和三年三月からは「健康保険証としての利用」が始まるなど、マイナンバーカードの利活用シーンにはこれから本格的に拡大していくことになる。生活の利便性向上につながる今後の新しい利活用シーンに注目しつつ、取得環境の整備に向けた取組にも国・県・市町村が一体となって連携し、カード普及をより円滑に進めていくことが必要と思われる。

## マイナンバーカードの利活用シーンの拡大

これまでの利活用シーンを更に拡大

**身分証明書としての利用**

- 顔写真付き身分証として活用
- 旧氏の併記も可能に(R元.11月～)
- ⇒ 取扱範囲を更に拡大

**コンビニ交付サービス**

- コンビニで住民票や戸籍などが取得可能なサービスの拡大(R2.4月対象人口:10,364万人)
- ⇒ R4年度末までにほとんどの住民が利用できる環境を確実に構築

**職員証としての利用**

- 国家公務員(H28.4)、徳島県庁(H29.6)での先行導入
- 民間企業の社員証としての利用(TKC,NEC,NTT,Com,内田洋行が活用)
- ⇒ 官民間問わず利用を更に拡大

**マイナポータル**

- マイナンバーに関係する行政機関での自分の情報のやりとり等の確認が可能に(H29.11～)
- 子育て関連手続の申請等をワンストップ化し、フッシュ型お知らせサービスを提供(H29.11～)
- ⇒ 対象手続を更に拡大

**オンライン契約**

- 住宅ローンや、不動産取引などのオンライン契約での利用(R元.11月 大臣認定事業者14社)
- ⇒ 取引対象を更に拡大

**スマートフォンでの利用**

- マイナンバーカード読み取り可能機種が拡大中
- Android:138機種が対応。(R2.6月)
- iPhone: 12機種※iPhone7以降

新たな利活用シーンが次々と

**健康保険証としての利用**

- マイナンバーカードを健康保険証として利用できるオンライン資格確認の本格運用開始(R3.3月～予定)
- 医療機関等での特定健診情報(R3.3月～予定)や服薬履歴の閲覧(R3.10月～予定)等にも活用

**マイナポイントによる消費活性化策**

- R2.9月～マイナンバーカードを活用した消費活性化策(マイナポイント)を実施

**海外利用**

- マイナンバーカードの海外利用が可能に(R6年度目処)
- 実証実験の結果等を踏まえ在外選挙におけるインターネット投票を実現(検討中)

**カジノ入場時の管理**

- カジノ施設への入場管理・依存症対策での活用(特定複合観光施設区域整備法第70条)

**各種カード等のデジタル化等**

- デジタル・ガバメント実行計画における工程表に沿って推進(R元.12.20閣内会議決定)
- お薬手帳、介護保険被保険者証、障害者手帳、母子健康手帳、ハローワークカード、e-Tax(各種申告書への自動入力等)等

**利活用シーンを更に拡大し、マイナンバーカード1枚で様々なことが可能に**

# こちら編集部

スマホの連絡先を数えてみた。1,062件あった。こんなにあると思わなかった。携帯を持ったのはかなり早い方だと思う。工事現場回りが多くて、必要に迫られてのことだった。連絡先はほんの数件だったはずだ。

NTT-MOVA初号機には、エノキ茸みたいなアンテナがついていた。街のあちこちで「ポケベルが鳴らなくて」(1993) 困っていた頃だ。

何度か連絡先を整理しようとしたが、日記を読み返しているようで遅々として進まない。きっと、増えることはありがたいことなのだ。

ところで、宝くじを初めてネット購入してみた。簡単すぎる。ネット通販並みだ。できれば、当選金も毎回振り込んでいただくと有難いのだが。

K

今年は、コロナに始まりコロナに終わった1年でした。東京オリンピック、阿波踊り、各種イベント、大会、会議の中止や延期など、公私共に影響を受けた方々も多いと思われます。街行く人もマスクを着用し、ソーシャルディスタンス、Go To トラベル、Go To Eat 等、耳慣れない言葉が行き来し、おそらく、今年の流行語にもコロナ関連のフレーズが選ばれることでしょう。

先日、農作業の帰りに田舎の農協に肥料を買いに行った際、「マスクを着用してください。」と冷たい機械音声が流れてきました。コロナがこんな田舎までやってきたかと実感した一コマでした。

私事ではございますが、昨年のクリスマスにサンタさんが初孫を届けてくれました。今年も内孫を届けてくれる予定です。初孫の成長は早く、ずいぶん大きくなり元気にはい回っております。反面、ジイジは老眼が進み、白髪も増え、体力も衰え、老いを実感する今日この頃です。

迎える令和3年は、60の年男です。真っ赤なチャンチャンコを着て最後のご奉公に勤めたいと思っております。

令和3年が皆様方にとって良い1年になりますように。

M

## 阿波の自治より募集のお知らせ

### 写真

あなたの自慢の写真を『阿波の自治』に掲載します。徳島県内の景勝、史跡等、徳島に関するものならテーマは問いません。

### 情報

『阿波の自治』の読者の皆さんに紹介したい情報はありますか？あなたのとっておきのニュースをお待ちしております。

### 原稿

まちおこしや、むらおこしに関するあなたの体験を手記や論文にまとめてみませんか？

### ご意見

「こんな特集を組んで欲しい！」「こんな情報を知りたい！」「こんな記事にもの申す！」など『阿波の自治』へのご意見、ご要望もお寄せください。

詳しくは編集部までお問い合わせください。

みなさ～ん  
宝くじは徳島県内で  
買ってね。



阿波踊りクーちゃん

宝くじのイメージキャラクター「クーちゃん」です。

なぜ県内で買って欲しいのかって？それは、徳島県内で売られた宝くじの収益金は、徳島県の収入になるからだよ。そうしたお金が道路や橋、学校、公園の整備など県内の公共事業に使われているからさ。みんなの豊かな生活のためにたいへん役立っているのです。

---

## 阿波の自治 vol.97

令和 2 年 12 月 発行

編集・発行 (公財) 徳島県市町村振興協会  
〒770-0847 徳島市幸町3丁目55番地 自治会館内 4階  
TEL (088) 652-1721 FAX (088) 655-0128

編集担当 E-mail: shinkoukyokai@comet.ocn.ne.jp

印刷 グランド印刷株式会社

---



# 宝くじ公式サイトで宝くじを 購入できるようになりました!

## お得な特典、便利なサービスいろいろ! 宝くじ公式サイト会員登録ステップ

宝くじ  
公式サイトは  
こちらから

### STEP1 「宝くじ公式サイト」を検索!メールアドレスの登録(仮登録)

「宝くじ公式サイト」を検索して、  
宝くじ公式サイトの新規会員登録ページで  
メールアドレスを登録(仮登録)します。



クリック!



### STEP2 会員情報の入力(会員登録)

入力いただいた  
メールアドレス宛に、  
メールが届きます。



メールに記載  
されている  
会員登録用の  
URLをクリック  
します。



画面に従って、  
氏名や生年月日等の  
情報を入力いただくと  
新規会員登録が  
完了します。



登録完了!



宝くじ売り場でポイントをためる/つかうための手続きは以上で完了です。  
宝くじ公式サイトでのネット購入をご利用の方は、引き続き次のSTEP3の手続きをお願いします。

### STEP3 決済情報の入力

ネット購入をご利用される方は、宝くじを購入するための「クレジットカード情報」  
および当せん金のお受け取りに利用する「口座情報」をご登録ください。

以上で、カンタン・便利な宝くじの「ネット購入」がご利用いただけるようになります!

クレジットカード情報のご登録にあたり、下記の2点をご確認ください。

- ① **宝くじ公式サイトで利用可能なクレジットカード発行会社か**
- ② **本人認証サービス(3Dセキュア)を有効化しているか**

クレジットカード発行会社の確認方法、本人認証サービス(3Dセキュア)について  
詳しくは [https://www.takarakuji-official.jp/special/creditcard\\_guide/](https://www.takarakuji-official.jp/special/creditcard_guide/) をご確認ください。

本件に関する  
お問い合わせ先

宝くじコールセンター

TEL 0570-01-1192 (ナビダイヤル 有料) TEL 011-330-0777 (有料)

受付時間 10:30~18:30 (土・日・祝日、年末年始を除く)

※電話番号を十分ご確認くださいの上、おかけ間違いのないようお願いいたします。